

美的人間・美的人間関係を学ぶ美術教育の在り方

—— 「共通善」を視点にした考察 ——

内田裕子 埼玉大学教育学部芸術講座図画工作・美術分野

キーワード: 美、正義、規範、共通善

1. はじめに

近頃、規範意識が揺らいでいると感じる場面に度々遭遇する。身近な例に、宅配業者の配達時刻や、宅配物の品質に関わる問題がある。嘗ては希望時間帯には必ず届いた荷物が、最近では頻りに遅れたり、確認無く玄関前の地面に無造作に置かれたりする他、瑕のある商品が届けられる回数も増えた。今程、宅配業が振興していなかった頃は「一切の責任を負う」と申し出た場合ですら、家人の不在中に配達を済ませることは無く、そうした当時とは比較出来ない程、宅配業が普及した現代であるとは言え、上記の他に Web 上の配送状況で、実際は未配達の商品が予定時刻に配達完了と表示されることもあり、こうした現状が「置き配」の普及や COVID-19 の影響にあるのか、はたまた、現代の社会や人間性に関わるのかと考える様になった。そこから、人間性や人間関係における美も学習対象とする美術教育の観点から、こうした規範意識の揺らぎの原因や解決法を検討する必要があると考えるに至った。

仮に、宅配業者の規範意識を忽にする原因が「個人の性格」や「会社の体質」にあるとしても、これらの行為に至る構造には、いじめやスクールカーストと同じ構造があると考えられる。いじめやスクールカーストが生じる原因は、各人を取り巻く生活環境の影響の他、「自分をコントロールするスキル、対立などに対処し円滑に人間関係を築いてゆくスキル等といった、対人関係に関連する」¹ コミュニケーション能力や「適切に他者の行動を認知し、感情を理解する」という「社会認知的技能」²等の影響があり、更に、職場がいじめを誘発する原因には「不況とリストラ」を初め、職場が「経済のグローバル化や企業間競争の激化にともない、『競争的な職場』と化したこと」³等があるとされるが、これらを踏まえ、予定通りに宅配業務を遂行出来ない配達員が、その咎を強く指摘しない配達先への配達を作業時間の調整に利用したとすれば、配達員による配達先へのいじめが疑われ、他方、そうした配達状況を生み出した原因が、感染症等の影響から会社内が一段と「競争的な職場」に化した点にあるとすれば、配達業務が遅れがちな配達員への会社からのいじめも疑われる。また、いじめが低年齢化⁴し成人においても頻発する⁵上、自殺さえ低年齢化し増加傾向にある現在、その自殺の主な動機が「学生・生徒等」では「学校問題」、「被雇用者・勤め人」では「勤務問題」、「自営業・家族従事者」では「経済・生活問題」⁶である点を踏まえると、人間関係は規範意識を蔑ろにするばかりか、生命の存続への影響すら考えられ、良好な人間関係を為すための教育は無視出来ない。

ダランベール [Jean Le Rond d'Alembert, 1717-1783] と共に『百科全書』[1751年～1772年刊行]の編集者として知られるディドロ [Denis Diderot, 1713-1784] は、その『百科全書』で「美」の項を執筆したが、そこでディドロは、美を「関係の知覚のうち位置づけよ」⁷と記し、美を為す関係は「実存的な関係」で、その関係は「美一般の観念に、また諸言語や事物の本性に、より合致した意味において」⁸美と捉えられるとした⁹。この定義に基づけば「人間関係」においても美的関係が存在すると言えるが、美術教育では従来、そうした人間関係における美的関係を、画用紙の中に形と色を如何に配置するかといった絵画の訓練や、作品と空間との関係を「図と地」の関係に見立てる彫刻の訓練等で学ぶとされて来た。中でも、応用美術とさ

れるデザインでは、絵画や彫刻でのこうした「置き換え」に留まらず、依頼者〔課題の提示者〕の意図に応じた作品を制作する必要から、直接「人間関係」も併せて学習するが、現在、社会人基礎力の育成に寄与するとして産業界が着目する「デザイン思考」の発想の中には、この観点も含まれている。しかし、教員養成課程の授業で、美的関係を学ぶ美術教育の意義を話しても、学生の理解が得られたと感じる場面は少なく、その最大の理由は、美術教育の成果が「3R's」の〔読み reading、書き writing、算 reckoning〕の成果の様に、明確に判定出来ない点にあり、この点が、図画工作科及び美術科を不要とする人々の主張の根拠に用いられるのは、周知の通りである。

他方、規範意識の揺らぎの原因には、嘗ては誰にも共通に理解され、家庭や地域社会で教育が行われていた倫理観が揺らぎ始めたため、家庭や社会では育成が難しくなったことが挙げられる。これは、中学校におけるいじめに起因する自殺の発生等を理由に¹⁰「特別の教科 道徳」が、2015年の小学校及び中学校の学習指導要領の一部改訂以降、評価を伴う教科として学校教育で行われる様になった事実からも裏付けられる。現在、その道徳科の「内容」に掲げられる{A 主として自分自身に関する事、B 主として人との関わりに関する事、C 主として集団や社会との関わりに関する事、D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事}の人間関係に基づく「四つの視点」は、小学校から中学校、更に高等学校の公民科「倫理」迄繋がる内容とされており、上記のような規範意識の揺らぎの解消は、これら A~D 各視点の「内容項目」に挙げられる、B の「礼儀」、C の「規則の尊重」の他、A の「善悪の判断、自立、自由と責任」、D の「よりよく生きる喜び」の理解を促す方法により可能と考えられている。しかし、予測不能とされる未来の社会において、今後生じる可能性のある多様な問題全てに対応する内容を道徳科等で教えるのは困難であると言え、そうであれば、多様な問題を解決する能力として必要になるのは、寧ろ、秩序〔規範〕に従う力では無く、自身で秩序を創る力であり、そうした力を育成する可能性が高いのは、あらゆる物事を対象に、調和や美を学習し、自由に考え表現し、更に他者からの評価を得る機会もある美術教育と考えられる。

以上を踏まえ、本研究では、規範意識の揺らぎの原因と解決法の検討を手掛かりに、美的人間及び美的人間関係を学ぶ美術教育の在り方について考察を行う。なお、規範意識の揺らぎの原因と解決法の検討は、普遍的価値の意味としての「共通善」を鍵概念に行う。その理由は「共通善」が、多様性の中の美的関係を計る規準とされる〔正義、公正、平等、公平〕等と関わりが深い概念であるためである。研究方法は、まず「規範」と「共通善」の意味を整理し、次に〔学校、家庭、社会、メディア〕教育における規範教育の実態を示し、最後に、学校で現在行われている規範教育の内容に基づき、美術教育における美的人間及び美的人間関係の育成の可能性を示す。

2. 人間関係を質す規範

2-1 「規範」の意味

「人生相談」や「身上相談」等の番組や記事では、経験豊かな回答者が自身の考える規範を述べる。現在も、新聞や雑誌の多くにそうした相談のコラムが設けられ、中には原則不可とされる二重投稿もあり、遅れて掲載した新聞社側が「おことわり」を出した事件も記憶に新しい¹¹。それ程迄に、他者の規範意識を尋ねる状況が、人々の関心事であるのは、時代が変わっても変わらない事実と言える。

大正時代の「人生相談」を集めた本の『大正時代の身の上相談』¹²には120件以上の相談事が掲載されている。本書を読むと、時代を反映する人間関係の悩みに加え、普遍的な悩みと言える人間関係の悩みも見られ、人間関係に悩む人の多さに改めて気付く。他方、人生相談を「相談者と回答者のコミュニケーション的なやりとり」にあらわれる価値や規範の形成過程」と捉え¹³近年の「人生相談」の回答を、規範を観点に分析

した研究では「1970年代までの『人生相談』が前提にしていたような固定的な『生き方』のモデルが説得力を持たなくなってくると、そうした前提に依拠しながら答えることが困難になるため「行為選択の理由として規範が語られ」「相談者と回答者のコミュニケーションが一致していない場合においてとくに規範が明示される」¹⁴と解釈し、更に「かつての固定的な『生き方』のモデルから開放されている、あるいはそれを喪失している社会において、確信をもってある『生き方』が正しいということは難しい」¹⁵として、現代を、慣習法とも言うべき規範が参照され難い時代であると言う¹⁶。

規範の例の筆頭には法規が挙げられる。人生相談においても、慣習法の適用は難しくなって来たとは言え、原則として法規の逸脱は許されない。しかし、婚姻や尊厳死等に関わる法規の様に、時代の他、国情や自治体の情勢、文化等によって異なる、普遍的な規範とは言えない法規もあれば、傀儡政権の法や、独裁政権による戒厳令といった非常法¹⁷の様に、基本的人権を制限したり、制限を越えると厳罰に処したり出来る法規もあり、本来、個人を守る筈の法規が個人を束縛する場合もある。それでも20世紀を代表する法哲学者グスタフ・ラートブルフ〔Gustav Radbruch, 1878-1949〕が、自身の著書の中に「法の美学 (Ästhetik des Rechts)」の章を設け、そこで「法が美的評価ないし考察の対象となりうる」¹⁸と述べる通り、法規の理念は正義であり、それは美的である筈である。しかし実際には、石川澄雄の言を借りれば、ラートブルフが「一般に対極にあるかのようにみられがちな『法と美』とを連関させてこれを考察対象としたことは、ある意味で卓見と評してよ」く、石川自身、予てから「人それぞれの固有の美的判断ないし美意識というものが、その諸行動や行為を方向づける根源的な要素となっているのではないか、との思いを抱いて」¹⁹いたにも拘らずラートブルフの影響を受けた日本の『法学 (および法哲学)』においては『法と美』の連関をめぐる問題が、まったくといってよいほどに考察対象から外れてしまっているか、あるいは等閑視されている²⁰と言う。石川はまた、美術教育では屡々引用されるロジェ・カイヨワ〔Roger Caillois, 1913-1978〕に触れ「カイヨワは、美には、人間が自然の中に見出す美と、人間が自発的に創造する美の二種類の美があると言う。これに従うと、人間社会がその秩序維持のために創り出す法規範や社会規範にも美なるものが認められてよいはずである」²¹とした上で「法的秩序において重視される諸概念には、たとえば、『正義・公平・公正』等のものがあるが、これらとて一定の価値観を帯びた概念ということができよう」と述べ、その理由を「不正義 (または不義)・不公平・不公正」といった対立概念と対比して「正義・公平・公正」に美を感じ取る「美意識ないし美的判断」があるためと述べる²²。しかし石川は「『美的規範』としての法」の解釈の根拠には、法の定立者の美意識の介入や法の目標が平和とされる点及び法の考察者の美意識の介入が不可避である点²³があるとして「法的な用語、言い回し、思考様式といった客観的な共通項を介しながら、その実きわめて主観的な美的判断の応酬が法 (学) の世界で展開されているという印象を抱いてからしばらく経つ」と言いながらも「法と美をめぐる問題についての私の考察はまだ緒についたばかりである」と述べ²⁴、現在でも、石川が提示する内容と同様の研究を他に見付けるのは、管見においても難しい。

2-2 「共通善」の意味

嘗て、一世を風靡したテレビ番組に『ハーバード白熱教室』²⁵がある。この番組では、政治哲学者のマイケル・サンデル〔Michael Joseph Sandel, 1953-〕が、正義へアプローチする三つの観点 {幸福の最大化、自由の尊重、美德の涵養} を示し、各々のアプローチの相違を考える過程の講義が12回に亘り放映されたが²⁶、シリーズ最後の12回目の講義では「コミュニタリアニズム (共同体主義) 〔communitarianism〕が重視する、共同体の成員全てにとっての「共通善」〔the common good〕²⁷が取り上げられた。放映当時の日本では「かなり誤解され、理論的にも実践的にも低い評価がなされていた」た「コミュニタリアニズム (共同体主義)」と、その誤解の元であるコミュニタリアニズムの「実践哲学・公共哲学の中心的な概念」²⁸であった「共通

善」²⁹がそこでは論じられたが、その講義でサンデルは、正義の解釈を歴史的に述べ、特に、ジョン・ロー
 ルズ [John Bordley Rawls, 1921-2002] 等が主張する、アメリカにおけるリベラリズムを取り上げ、リベラリ
 ズムの政治学を『権利の政治学 (a politics of right)』、これと対立するコミュニタリアニズムの政治学を『共
 通善の政治学 (a politics of the common good)』であると特徴づけ、リベラリズムの限界は、善よりも「正
 (right)」を優先する点にあり、その結果「共通善」が喪失し「正義」を必要とする状況を招いたと述べ、更
 に「政治においては『友愛 (friendship)』とともに『共通善』の理解」が必要であると指摘した³⁰。但し、
 サンデルは「共通善」を追求するためには {公正、平等、公平} 等の観点が必要であるとしながら、その一
 方で、所得、権力、機会等を正当に分配する原理は無いため、分配における議論や混乱、争いは避けられな
 いとも言う³¹。ここに見られる通り、社会が、そうした「矛盾と二律背反を抱え込んだ複雑怪奇な世界」³²
 であるのは事実であるが、これを止む無しとして思考を停止させず、哲学や法学においては特に、これ迄に
 様々な検討と考察が行われて来た事実を、サンデルの講義は紹介していた。

なお、サンデルの著書の翻訳書である『自由と正義の限界』³³と自著の『共通善の政治学：コミュニティ
 をめぐる政治思想』を上梓した菊池理夫 [1948-] は、アリストテレスに始まる「共通善」の系譜を辿った
 西洋哲学に関する論文において「共通善」の解釈を表1の様述べている。

表1 「共通善」の解釈³⁴

No.	文章	頁
1	あるコミュニティが維持されるためには、その成員に共通した伝統・意思・価値観が存在し、そのような前提から人々が熟議していくことによって、個々人の私的利益でなく、共通の利益をめざす政策がつくられていく。この様な「共通のもの」すべてを「共通善」と呼ぶことができるが、形式的にはコミュニティの成員がそのコミュニティを維持するために共通に持っている何かであり、そのようなものがなくなれば、そのコミュニティは解体する。「共通善」が具体的に何であるかは、個々のコミュニティにおいて、その伝統的なものが何かによって異なる	48
2	この善のなかで強調されるのは「友愛」という徳であり、個人的な善ではない、連帯や相互扶助のようなコミュニティの徳を生み出すもの	48-49
3	「正(義)」のような徳もこの「共通善」を前提としてはじめて存在する。その点で現在では「共通善」は個人の権利や自由を否定するものではなく、むしろそれらを生かしていくものである	49
4	現在の日本国憲法の元になったいわゆる「マッカーサー憲法草案」に common good がある〔略〕つまり、第3章「国民の権利および義務」の権利に関して、まず全般的に論じられている現行の第12条「国民はこれ〔憲法が保障する自由と権利〕を濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」の「公共の福祉」の原語は common good である。その他の「公共の福祉」は general welfare や public good が用いられ、それらと特に区別していないように思われるが、やはり総括的な箇所でも「常に」という強意のもとで common good が使われていることに注目したい。この「公共の福祉」は基本的にリベラルな憲法解釈が多いなかで、「基本的人権」に対して重視されず、たんなる「調整原理」でしかなく、積極的な意味を認めない傾向が強かった。しかし、日本のカトリック系法哲学者、自然法学者である田中耕太郎が戦後すぐの1948年に、日本国憲法は自然法に基づくものであるとし、「公共の福祉」も「基本的人権と対立する観念ではない」と主張していた。この点はその後、水波朗によって自然法の文脈の中で詳細に論じられ、「公共の福祉」は「公衆」全体の福祉であり、個人の人格的完成、基本的人権のためにある「客観的実在」であると主張されている。また、このカトリックの自然法とはまったく別に、児玉誠はグリーンから始まるオックスフォード学派の理想主義における「共通善」の観点から、「公共の福祉」を「個人の人格の完成」のためのものとしてとらえ、基本的人権とは対立するものではないことを述べている。	49-50
5	この様な「公共の福祉」に関する視点は、戦後の日本においては大多数の者には共有されなかったものであり、このことは逆に日本の戦後に主流派となった社会科学、とりわけ政治学の最大の問題であると考えられることである。	50

2-3 「正義」の意味

上記の通り、ローズは「正」〔right〕を規範とし、サンデルは「善」〔good〕を規範とする政治哲学を持つとされるが、正であれ善であれ、それらの規範は何れも「正義」と捉えられ得る概念である。しかし正義を感じる「正義の感覚」は「理不尽なものに対する憤り outrage あるいは anger at injustice はすべての人に共通する感覚」³⁵である一方、「正義の解釈」は、その「正義」が礎にする上記の正や善といった思想によって異なり、その解釈に応じて異なる判断に至る性質を持つ。それは、裁判においてさえ「正義に反する」ために「破棄差戻し」や「破棄自判」となる判例がある事実が示す通りである³⁶。誰にも共通する「正義の感覚」が存在すれば争議は起こらない。しかし実際には多数の争議が起こり、それは複数の人間の間にも二人の間にも起こる。そこで次に、人間は「正義」の意味をどの様に捉えて来たのか、それを知るために、時代の流れに沿って代表的な幾つかの「正義」の意味を示す。

「正義」の問題に初めて取り組んだとされるソクラテス〔Socrates, 紀元前 470 頃-紀元前 399〕は、正義を「国法に従うこと」と捉え、国法が不十分な場合は、その改善のための説得に努める必要があるが、それが成功しない場合は非合法の活動に訴えるのではなくまた復讐も禁止とし、「国法の遵守」に踏み留まる必要を説いたとされる³⁷。このためにソクラテスが毒杯を仰いだのは知られる通りである。

続くプラトン〔Plátōn, 紀元前 427-紀元前 347〕は、正義は、個人でも、個人の集合体である国家でも同じ構造を持ち、その構造は「各自が己に本来的 (kata physin) な仕事を為す」という大原則に基づくと考えた。そこから「政治家は国民の善を配慮し」「農民は穀物を生産すること」であり「各人が余所事に手を出さず、己に本来的な使命の遂行に専念するとき、国家は調和的になり、その活力を最大限に発揮し正義を実現する」と考えたとされる³⁸。他方、個人における正義は、予め個人を「欲望的部分 (epithymētikon)」の上に「気概的部分 (thymocides)」, 更にその上に「理性的部分 (noētikon)」を有する存在であるとした上で「これら三部分が無秩序に自己主張をすれば、無抑制状態が現出する」ため「理性が命令し、気概がこれを補佐し、欲望がこれに服従するとき、調和的な、力強い、正義の人が実現される」と考えた。

正義論は、アリストテレス〔Aristotelēs, 紀元前 384-紀元前 322〕によって理論的基礎を得たとされる。アリストテレスは「ギリシア人の伝統に則り、正義をあらゆる徳を包括する『完全徳』であるとし」そこから「正義は徳の対他的活動」であり「共同体的な徳 (politikē aretē)」であって「すべての徳は個人における行為能力であるが、これが他者関係において活動するとき正義の性格を帯びる」³⁹と考えた。また、正義〔全体的正義〕は、広義では「勇敢、節制、穏和等の多様な徳の全てを満たす」必要があるが、狭義〔部分的正義〕では「平等 (ison)」と捉えられ、その内容は〔幾何学的平等〔比例〕、算術的平等〔比例〕〕の二つに分かれ、各々〔配分的正義 (dikaion dianomētikon)⁴⁰、匡正〔矯正〕的正義 (dikaion epanorthōtikon)〕に関わるとした。更に、前者「配分的正義」が適用されるのは「各人にはそれぞれの価値に応じて財貨 (富、名誉、地位など) を配分すべし、という財の配分の領域」⁴¹であり「ここにおける平等とは、各人における価値 (能力) とそれに応じた財貨の取得量の比率が等しい、ということに他ならない。〔略〕これは冷厳な能力主義の正義論で、以後長くヨーロッパの思想に影響を及ぼした」とされるが、この考え方は「個人の権利 (利益) を絶対化する極端な個人主義であるリバタリアニズム」⁴²の言う正義に通じる。他方、後者の「匡正的正義」は「不均衡な状態を正常な状態に戻すこと、つまり利得と損失との『中』の回復を意味する。奪われたら奪い返す、やられたらやりかえす、といった報復や復讐、あるいは法の下での平等はその代表的なもの」とされ⁴³、それは「加害に対する弁償のような、破壊された原初の状態の復元を目指す場合」⁴⁴に適用される正義の概念とされる。

更に、アリストテレス以降の「『正義』の意味」を事典に基づき整理すると表2の様になる。

表2 「正義」の意味⁴⁵

No.	時代・流派	「正義」の意味
1	ギリシア思想 ストア派	自然における指導的原理はロゴス（理性）であり、それは神で、人間にとっての唯一の善はこの理性に調和して生きること。
2	キリスト教	正義の問題を「義化」の問題とし、能動的な意味では、神が人間を義とする行為を指し、受動的な意味では、その神の働きかけにより人間が罪の状態から義の状態へ移行せしめられたその変化を言う。
3	中世 トマス・アクィナス	永遠法-自然法-実定法の三層から成る法思想を基に、人々の共通善（bonum commune）が直接の対象となる法的正義を一般的正義、他の人格が対象となる交換的正義（justitia commutative）と分配的正義（justitia distributiva）を間接的な正義と規定した。この様なアクィナスの正義論は、現代に至るまで、カトリックの社会理論の骨子となっている。
4	近代 「社会契約説」 ホッブズ	正義は人間相互の契約あるいは黙約によって成り立つという見解。 公的権力が存在しない人間の自然状態において正義など存在せず、万人が万人に対して闘う状態が支配する。そこで人々は、共倒れにならないよう相互契約を結んで公権力を成立させるように強いられるが、その相互契約を守ることに正義の本質があるとみなされる。正義は、自己保存という至上価値のための手段。
5	「社会契約説」 ロック	正義は、自由、生命、財産から成る所有権（property）を保証するために、人々が相互契約によって成立させた公的な政治や法一般のあり方。特に、人間の労働によって得られた財産の保証としての政治や法を強調する。
6	「社会契約説」 ルソー	私有財産によって人間の不平等が生ずる。従って、正義は、人々の私利私欲を排した公的意志たる一般意志の合意からのみ生まれる。
7	「社会契約説」 カント	正義とは、人々のアプリオリの意志から生まれる公民体制で実現する根本規範。
8	ヒューム	社会のルールや権威は人々の共通の利害感情に基づく慣習的な黙約（convention）によって承認される。従って、正義は、人々が身近な状態で感ずる公的利害ないし効用についての人為的徳とみなされる。
9	A. スミス	正義を自然的自由の社会経済体制を支える大黒柱とみなす。
10	「功利主義者」 ベンサム	正義を社会構成員全体の快=幸福を最大化することとみなす。
11	「功利主義者」 J.S. ミル	快を質的なものと考え、弱者救済のための配分的正義を考えた。但し、正義は最大多数の最大幸福という根本規範から演繹されるという信念は貫かれている。
12	19世紀社会主義者 〔マルクス〕	正義を社会的不平等の打破ないし是正という観点で捉える。たとえ正義の名を用いていなくとも、資本主義が生み出す階級間の不平等や富の偏在を社会変革によって乗り越え、平等で公正な社会を実現することに正義の本質をみる。
13	現代 ロールズ	『正義論』〔1971年〕の出版以来、正義は一大争点となる。 最大多数の最大幸福を根本規範とする功利主義では、個の権利や自由が十分保証されないと批判しつつ、互いに相手や自分の社会的地位に関して無知のヴェールにおおわれた人々の合意によって採択される正義の二大原理を次のように呈示。 各自が最大限に平等な政治的・思想的自由を持つことの保証（第一原理）、および、社会的経済的不平等は、それが最も不遇な人々の利益を最大化するよう、また機会均等の原則のもとですべての人々に開かれた職務や地位に付随するよう、配備し直さねばならない（第二原理）。 こうした考えは、平等主義的なリベラリズムの正義論と呼べ、ロールズはカントとの親近性を表明している。
14	ノージック	『アナーキー・国家・ユートピア』で、ロック的な所有権思想に立ち返るかたちで、個人の財の取得とその正当な移転および権利侵害というレベルで正義を論じそれを正義の権限理論（entitled theory）と呼んだ。ロールズが重視した配分的正義を実現困難とみなしたが、その発想はロールズと等しく社会契約説的なもの。
15	コミュニタリアン 〔サンデル・ C. テイラー〕	ロールズの想定のように無知のヴェールにおおわれた人々の相互契約によって正義が成り立つという考え方は、人間が契約以前にすでにある特定の共同体の中で生活している点を看過したアトミスティックな人間像に立脚しており、現実性に乏しい。故に、そうした個人の権利実現を中心とした正義観ではなく、共同体の善や人間の責任や義務を中心に正義が論ぜられるべき。
16	マッキンタイア	『美德なき時代』〔1981年〕で、近代啓蒙主義的な正義論に代わる、アリストテレス的な徳に基づく正義論の復権を謳う。
17	ウォルツァー	『正義の諸相』〔1983年〕で、正義がさまざまな共同体で異なる多面的な概念であること、また平等という概念も均質なものではなく複合的なものであると説き、多元主義的な正義論を展開。
18	争点 〔リベラルと コミュニタリアン〕	政治の根源的の主体としての自己（self）のあり方、国民国家におけるマイノリティの権利、多文化主義の可能性、ジェンダーなどの問題群との絡みで論ぜられ、展望が広がる。

表2を共時的に、現代に着目して「正義の解釈」を見ると、No.18にある通り、リベラルとコミュニタリアンで見解が分かれる。一方、表2を通時的に見ると、正義を解釈する際の主な観点が抽出出来る。その一つには「人柄（性格）に関わる徳」の観点が挙げられる⁴⁶。アリストテレスの著作を纏めた『ニコマコス倫理学』では、これに関して「正義の人になるには、他の『人柄の徳』の場合と同じく、一定の性向〔略〕を身につけていなければならない。節制ある行為をしなければ、節制ある人にならないのと同じく、正義の人になるには、正義にかなった行為をなさなければならない⁴⁷と記す。なお「人柄の徳」とは「人間にふさわしいもの」であり、正義以外の「人柄の徳」も含め、その徳を発揮するには一定の性向を身に付ける必要があるが、この「一定の性向」とは『『しかるべきときに、しかるべき事柄について、しかるべき人々との関係で、しかるべき目的のために、しかるべき仕方です』感情をもったり、行為したりする』『中間にして最善』な性向を意味し「それこそが、徳に固有のこと」とされる⁴⁸。従って「中間性（中庸）」を志向する正義の性向は「向こう見ず（超過）と臆病（不足）の中間に、勇氣という『人柄の徳』が位置づく⁴⁹という具合に示されると言う。但し、この中間性は、一見「算術的比例」⁵⁰に見えるが、アリストテレスは「われわれとの関係における中間」⁵¹と考えたとされる。更にアリストテレスは、正義は他の「人柄の徳」と比して特異とするが、それは「正義は他者との関わりのみならず、事物と事物の関係性に関わる形でしか成立しえない『人柄の徳』である」⁵²点であり「たとえば、戦争の状況で、逃げ出すのは臆病（不足）で、戦うのが勇敢（中間）であるように、他の徳の場合、『人』対『事物』の場面での『人』のあり方のみが問題になる。対して、正義は、『人』の『人』に対するあり方の正不正の条件に、『事物』対『事物』の関係が不可避免に関わる」⁵³点とされる。なお、アリストテレスが正義論に理論的基礎を与えたとされる理由も、こうした「事物同士の関係性が配分的正義の条件として機能するという考え」にあると言われる。

また、そうした「関係性」に着目し「正義（iustitia）は何らかの仕方では他者の善である」と述べたのはトマス・アクィナス〔Thomas Aquinas, 1225-1274〕とされる⁵⁴。アクィナスは、正義と他の徳が異なるのは、正義においては「他者への均等性」が必要であり、その点から正義は「共同体全体の善である共同善へと秩序づけられ」⁵⁵と考へた。但し「他者への均等性」に関わる正義を実現するには、サンデルの主張と同様に、弁護士が記す次の文章の通り、困難が伴う。

古代ギリシャの哲学者アリストテレスは、こうした平等＝正義の特性をふまへ、法的正義を均分的正義と配分的正義に大別しています。均分的正義は、いわば個性の差を無視した頭割りの平等を意味し、これにたいし配分的正義は、ひとしきものはひとしく、ひとしからざるものはひとしからざるように扱うもので、正義の最高形態とされてきました。ところが、なにを基準としてひとしいものとひとしからざるものを区別するのかという疑問が生じてきます。配分的正義の規定をうけついで、ある古代法学者は、正義を『各人にかれのものを与えること』と定義しています。しかし、『かれのもの』とはなにか。それが難問であることは、3人の兄弟の寓話から察することができます。〔略〕

配分規準として、拠出量・犠牲負担率・増殖率の三者三様の論が展開されたわけですが、はたして本件事案においていずれが正義にもっともかなうか、一概に結論づけることは困難です。ここに正義や公正という法理念の相対性と主観性が浮き彫りにされています。⁵⁶

なお、上記の「均分的正義」は、前述のアリストテレスの正義の解説に依れば〔配分的正義〕に対する「匡正的正義」と言え、また後掲する「労働法学」の考え方に依れば「公平」〔他方「配分的正義」は「公正」〕を意味すると捉えられるが「交換的正義（および配分的正義）の概念の意味づけが時代・論者によって大きく異なること、同時に事柄として、配分的／交換的という区分が、それほど明瞭でない」⁵⁷と言われ

る通り、ここで各用語を整理するのは到底無理である。区分が明瞭でない理由の一つは、アリストテレスが、当初は「配分的正義」と「匡正的正義」〔以前は「交換的正義」とも訳された〕の二つに分けた正義に対し、後に「交換的正義」〔これを研究者によっては第3の正義と解釈する〕を加えたため「交換的正義」の訳語に二種類の正義の意味を適宜解釈する必要が生じた点にあるとされる。但し、笹倉秀夫〔1947-〕に依ると「均分的正義」を「帰属正義」に含まれる平等に関わる二つの正義〔均分的正義、配分的正義〕の一つと捉え、帰属正義の問題の解決には、真・善・美・聖等の価値を中身とする「価値適合正義」が決め手になると言う。次の文章がそれを示す。

「各人にもものを正しく帰属させる」が正義の他の一部を構成する。帰属させるとは、(個人自身に着目して) 各人の権利を尊重しその責任に応じて制裁を加えること(匡正的正義)、および(他人との関係に着目して) その人の、受け取りの資格(desert)に応じて正しく受け取らせることである。正しく受け取らせるとは、通常「平等」の問題である。平等といっても、形式的平等(均分的正義)と実質的平等(配分的正義)とがあり、どちらを基準にするかで帰結は分かれる(どちらを基準にするかはその都度の判断・了解で決まり、法則はない)。⁵⁸

リバタリアンの主張は、「帰属正義」のうちの、(権利の尊重)に関わっている。リバタリアン外の立場から見れば累進課税は、「帰属正義」のうちの配分的正義に関わる。国を支えるには、その構成員が費用を分担しなければならない。分担が必要だとすれば、その分担は、均分的正義(一律の負担)か配分的正義(応分負担)かの二者択一となるのだが、このどちらを採るかは、その国民がどういう関係を重視するかによる。たいていの人は、貧しい人の負担を軽くして負担の重さが実質的に均等になるべきだとする。形式的な平等よりも、実質的な平等を重視するのである。したがって、累進課税が帰結する。⁵⁹

そもそも分配上、あるケースを均分的正義で処理するか配分的正義で処理するか、両者をどう組み合わせるか、も価値選択による。

結局、決め手は「価値適合正義」なのである。これは、真・善・美・聖等の価値を中身としており、それによって「何が正義か」ははじめて内容をもって語りうる。正義は諸価値から中身を充填される容器に過ぎないのだ。⁶⁰

なお、笹倉は、上記の「帰属」について、正義を構成する三つの部分の一つと説明している。その三つの部分とは{A:ルールにかなっている、B:各人にもものを正しく帰属させる、C:真・善・美・聖等にかなっている}であるが、『正義にかなっている』の核は、『正しい社会的行為をすること』にある。〔略〕しかるに『正しい』(right, richtig)とは、何かを基準にして測ったとき、それに合致しているということである⁶¹との笹倉の言に基づくと、三つの部分は「社会的行為としての正しさ」の判定基準を意味すると解釈出来る。

また「労働法学」では、先に述べた通り{均分的正義、配分的正義}を、次の様に、各々{公平、公正}と捉える。

労働法学では公平を「均分的正義」とし、また公正を「適法性」、「権利尊重」及び「配分的正義」として論じているが、日本の「雇用における公平・公正」の現状は、これら公平、公正を実現する法政策が積極的とは言えず、特に非正規労働者に対する生活安定の政策が不十分にとどまっている。⁶²

但し、正義論は、表2に見られる外にも多数あり、例えばライブニッツの正義〔*justitia: jusice: Gerechtigkeit*〕の定義⁶⁵に関する研究に依れば、正義は「智者の慈愛〔*caritas sapientis*〕」と定義され、これは「他者との関係における『賢慮』や『徳』、(他者を愛する)性向」と解釈出来るため「善き人の性向」や「他者を愛する性向」「正しいことを欲する熱意」が正義になると言う。また同じライブニッツに関する他の論文では、ライブニッツの述べる正義は「自然法」の根本概念とされ、それは「自然法」が、三命題{他者に害をなすべからず=交換的正義における私権、各人には各人のものを=配分的正義における衡平、誠実に生きよ=普遍的正義における敬虔}⁶⁴によって表明されるためとする。

3. 規範の教育

3-1 学校教育

現行の学校教育で、規範に関する教育を行っているのは、小学校及び中学校にある教科「道徳」と私立学校にある「宗教」⁶⁵、高等学校の教科「公民」の科目「倫理」と考えられる。しかし、法規やそれに関わる数学⁶⁶も規範の教育の一種と捉えれば、教科「社会」、教科{算数、数学}、教科「地理歴史」の科目「歴史」、教科「公民」の科目{政治、経済}も、規範に関する教育を行う教科に含められる。更に、数学と法学の違いは「数学は価値観に左右されない科学であるが、法律は終始価値判断や政策判断を迫られる。〔略〕数学公理とは異なり、法学の原理には可塑性があり、さらに日々変動する」⁶⁷とされる点から、規範を学ぶためには「価値判断」迄含める必要があると捉えれば、教科「美術」の「内容」である「鑑賞」も、規範に関する教育の指導内容に加わると考えられる。その例には、ピカソ〔*Pablo Ruiz Picasso, 1881-1973*〕が描いた絵画作品《ゲルニカ》〔1937年〕の鑑賞を通して「不正義に対する義憤」を学ぶ教材が挙げられる。

3-2 家庭教育

学習指導要領に道徳科が新設された理由の一つには「家庭の教育力の低下」⁶⁸があるとされるが『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説【特別の教科 道徳編】』に「家庭は、児童にとって生活の場であり、団らんのある場である。児童は家庭で家族との関わりを通して愛情をもって保護され、育てられており、最も心を安らげる場である。そうした意味からも、児童の人格形成の基盤はその家庭にあると言ってよい。家庭で養われる道徳性は、様々な集団や社会との関わりの中にもなっていく」⁶⁹と記される通り、家庭は学校と比べても、一人の子どもに対する大人の観察も対応も遥かに長く深く行える、子どもが日々の生活を通して規範を学ぶ場と言える。

そこで、現代の家庭教育の実態の一部を知るため、大学生に対して、対話における他者への配慮に関わる指導を尋ねる「対話に関する教育」の調査への協力を依頼した。調査内容は「これ迄を振り返って『対話』に関する学習内容(他者との対話におけるトラブルに対する対話の仕方に関する指導等)を思い出せる限り回答する」とし、回答は、自由記述で、表4に示す{時期(年齢)、場面(誰)、指導内容}に分けた表に記入する方法とした。

調査は2022年1月29日〔土〕～2月4日〔金〕に実施し、大学生61人から、578種類の回答があった。但し、同じ「指導内容」に対して「母と教師」等、異なる「場面」を示す回答が3件あったため、この場合は、その件数〔3件〕を両方の場面に加算した。因みに、その「指導内容」は{嫌なことがあったら周りに話す、「ありがとう」「ごめんなさい」等の対話の基本的な内容、相手の目を見て人の話を聞くこと}である。調査結果に現れた各「場面」の割合は表3の通りであった。

表3 「対話」に関する教育場面・割合グラフ

場面	学校	家庭	社会	メディア	割合グラフ
誰	教員〔教師、顧問、監督〕 先輩、同級生、友人、親友	両親、祖父母、 兄弟姉妹	塾・習い事の講師、 バイト先の社員・ 地域や周りの人、 世の中	書籍〔小説〕、 テレビ、 Web サイト	<p>社会教育 4% メディア 1% 家庭教育 19% 学校教育 77%</p>
回答〔件〕	445	108	22	6	
割合〔%〕	77	19	4	1	

表3に示す通り、最も指導の多い場面は「学校」であり、その数は「家庭」の凡そ4倍であったが、それが「社会」になると「家庭」より更に少なく僅か4%である。但し、家庭での指導は、両親からの指導もあれば、母のみ、父のみの指導もあり、回答では、母親「47件」、父親「15件」であったが、この集計結果は、母親が父親の3倍程度の指導を行っている実態を示した。また「メディア」における指導内容は、他の場面での指導とは異なり、回答者の行為に対して直接誰かが与えた指導ではなく、知己ではない人物が不特定多数に発した言葉を、回答者が問題意識を抱いた内容と合致したために偶然「受信出来た」指導と言える。

次の表4に示すのは、メディアを通じた指導内容の全ての回答である。表4に見られる通り「メディア」に分類した「書籍」と「テレビ」〔各1件〕、並びにWebサイトの「YouTuber」〔1件〕と「ネットの記事」〔2件〕の「指導内容」には、他の場面とは異なるメディアの特徴が見られた。例えば「書籍」では、会話の内容が人格に関わることを、「テレビ」では尊敬語の使用法を、更に「Webサイト」ではWeb上での発言によるトラブル回避方法を各々学んでいた。なお、家庭教育ではWeb上での会話に関する指導は全く見られなかったが、他方、学校教育では、SNSが2件、オンラインが2件、メールが1件と、数は少ないものの指導されており、それは情報倫理の指導が学校教育に取り入れられている証左と考えられた。

表4 メディアの「指導内容」

No.	時期（年齢）	場面（誰）	指導内容
1	8歳位	小説から	どの本だったかは覚えていないが、自分の口に出した言葉が相手にとってのあなたの性格、といったようなことが書かれていて、自分の言葉の責任や重さの様なものを意識するようになった。
2	20歳位	テレビの登場人物	自分より年上の人に対して、「你」（あなたという意味）という言葉ではなくて、「您」（対象の尊敬表現）という言葉で呼んだ方が良いこと。
3	大学生	YouTuber	会話の中で好感度を高めるには「なるほど」「知らなかった」「すごいね」等の言葉を使うと良い。
4	小学校2年生	スポーツ選手	感謝を伝えることの重要性について教わった。
5	高校生（16歳）	ネットの記事	SNSで「昨日の〇〇楽しかった？」を「〇〇楽しかった」と「？」を付け忘れるだけで全く意味が変わってしまう。SNSの言葉は、顔が見えないからこそ、一つ一つ丁寧に考えて送らなければならないこと。
6	高校生（16歳）	ネットの記事	お風呂に入っている時にグループラインで話が先に進んでいることがあるかもしれない。（ディズニーランドに行く前日にトークをしていて、みんなで服を合わせようというメッセージを、お風呂に入っていた間に貯まっていた200件程のメッセージを流して読んでしまい、自分だけ当日違う格好で行ってしまった等）そういうことを回避するために「お風呂に30分入ってくるね」とメッセージを送る等、工夫する必要があること。

3-3 社会教育

刑罰を用いて、一般人を犯罪から遠ざけたり、犯人を教育したり改善させたりする考えがある。それは「規範承認 (Normanerkennung) の習熟 (Einübung)」⁷⁰ という「社会教育的な効果」の手段に刑罰を科すと考える「予防刑論」〔目的刑論〕或いは「目的刑主義」とされ、中でも、刑罰の本質を、教育目的を達する点に措く場合は「教育刑論」や「教育刑主義」と言われる。先達て、2022年3月8日に閣議決定された刑法改定案〔1907〔明治40〕年に公布・施行された「刑法」の制定以来、初めての刑の種類の見直しとされる〕で、SNS上での誹謗中傷対策を強化するために創設するとして「拘禁刑」も「教育刑」と捉えられるが、改定案では、人を侮辱する行為に適用される侮辱罪に懲役刑を導入し「懲役」と「禁錮」を一本化し、法定刑の上限を「1年以下の懲役・禁錮」と「30万円以下の罰金」に引き上げると言う。ところで「懲役」及び「禁錮」とは、受刑者を刑事施設に拘禁してその自由を剥奪する刑罰であり、いずれも受刑者を刑事施設に拘留する点は共通するものの、労務〔刑務作業〕が義務付けられるのが「懲役」、義務付けられないのが「禁錮」とされ、「懲役」は動機が破廉恥の場合、「禁錮」は「政治犯などの確信犯や過失犯のように非破廉恥的動機による場合に科すべきもの」であった。これに対して、予めから、破廉恥か否かを基準に労役の有無を分けるのは労働蔑視の思想であるとされたり、破廉恥か否かの区別は難しいとされたりする意見があり、そこから「自由刑の単一化」が主張されていたため、今回の改定案は、この主張を受けたとも考えられる⁷¹。なお「拘禁刑」が「教育刑」と捉えられるのは「受刑者の特性に応じて、刑務作業のほか、再犯防止に向けた指導や教育プログラムなどを実施でき」「再犯防止の観点から裁判所が個別の事案に応じた処分を出せるよう、保護観察中に再び罪を犯した場合でも執行猶予を付けることができるようにするほか、被害者の心情を伝えて反省を促す制度を整備する」⁷²と構想されているためである。

他方、古典学派とされる「刑罰は犯罪により生じた害悪に対する応報である」と考える⁷³「応酬刑論」或いは「応報刑主義」では「人が自由で道徳的な自己決定をなし得る人格 (Person) として承認されるためには、その人が他者に対して害を加えた場合、非是認 (Missbilligung) の判断を伝達されること、つまり、非難を受けることがそれと当然に結び付かなければならない」との立場から⁷⁴「法的に是認されない行為に対して非難 (Tadel) を伴って科されるような制裁、つまり非難に見合った応報刑こそが道徳的に正当なものである」⁷⁵と考える。この考え方は、現在では「リプト・イシュタル法典の法文構成を踏襲していることが、すでに認められている」⁷⁶ために「世界で最古の法典」⁷⁷では無くなったものの、それでも「古代メソポタミア史上最高の法典」⁷⁸とされる「ハンムラビ法典」⁷⁹で有名な「同害報復の義務」即ち「目には目を歯には歯を」の思想に通じる刑法理論と考えられる⁸⁰。

但し、ハンムラビ法典に関しては「282条」や「法典」とされる点等に多数の解釈があるのも事実である。例えば「282条」に関しては、アッシリア学者の V. Scheil⁸¹が翻訳した282条以外にも記されていたと言われたり、碑文以外にも粘土板文書の断片などが多数発掘されており、Scheil はそれらを整理統合し「欠落部分をもなんとか推測して回復することができると思われる条文を入れて全条文を282ヶ条とし」たと言われたり⁸²、更に「シェイルの翻訳した条文は第282条で終わる。そのため、一般にハンムラビ法典は『282条』からなると言われるようになった。ただこれは『正確ではない』。石碑表面下には削られた部分もあり、シェイルも『ここにいくつの条文があったかわからないので裏面の最初を101条とし、以下順次番号をつけただけ』だと⁸³言われたりする。他方「法典」に関しても、正しくは「法典」ではなく「判決」や「判例」であり、裁判に携わる者の「手引書」と捉えられ「法典」の形式を整えていないとする解釈がある一方、ハンムラビ法典に記される『もし……であるならば……の刑罰にするものである』という典型的な『Kasuisch (決疑的な) な法文』⁸⁴は、これ以降、現代法に至るまで刑法規範の最も基本的な文体として定着するのである⁸⁵と捉えられたりもする。ただ、こうした指摘があるとは言え、ハンムラビ法典に関する

る次の解説への異論は無いと思われ、この解説は「応酬刑論」と「予防刑論」〔教育刑論〕の関係を見る手掛かりになると考えられる⁸⁶。

一般的にあって、西洋の刑罰史は、外部的刑罰の発展史であり、東洋のそれは、内部的刑罰の発展史である(石尾 1960:4)⁸⁷。外部的刑罰を定めた有名な例は、バビロニアのハンムラビ王(紀元前1792～1750年)⁸⁸の下で制定された法典である。王がこの法典を制定した意図は、「強者が弱者を損なうことがないために、……虐げられた者に正義を回復するため」であった(中田 1999:72)⁸⁹。この法典では、196条と197条で同害報復の義務をうたっており、結果として、強者による弱者への過剰報復を禁じていた。ハンムラビ法典では、市民階級の者同士が喧嘩して、目や骨を損なった場合には、被害者には、それぞれ「彼の目をそこなわなければならない」、「彼の骨を折らなければならない」としていた(中田 1999:56-57)。この制裁としての復讐を受ければ、犯人は社会的包摂(Social Inclusion)を受けたのである。ただし、人を死なせた場合には、死刑も規定もされていたので、重い犯罪を犯した場合には、社会的排除を目的とした刑罰が課せられていたといえる。

上記に依れば「応報刑論」の例とされる「同害報復の義務」は「予防刑論」の意図も併せ持ち、更に「応報刑論」には、報復と共に社会復帰を認める意図があったと捉えられる。それは、江戸時代の「三行半」が、庶民の離縁状であると同時に「重婚禁止と結びついて離婚の法的要件とされ、再婚の法的要件とされた」⁹⁰様に、両義性のある手続きであったのに似て、「予防刑法」と「応報刑法」も分かれ難く、厳密を要す法律ですらこうであれば、物事の善悪の判断や目的と方法の区分が一筋縄に行かないのは歴然と考えられた。

なお「目には目を歯には歯を」の記載は「旧約聖書」〔紀元前10世紀頃～紀元前1世紀頃〕の律法に関する書とされる「モーセ五書」〔「出エジプト記」第21章24節⁹¹、「レビ記」第24章20節⁹²〕にもあり、更に、キリストがこの思想を戒める形で表されたのが「新約聖書」の「マタイの福音書」第5章38節～39節〔1世紀末頃〕の「山上の垂訓〔説教〕」とされる⁹³。

3-4 メディア教育

法務省は「2016年の選挙権年齢の引下げや2022年4月に実施される成年年齢の引下げ等に伴い、法教育の必要性はますます高まっている」として、現在「法教育に関する様々な取組みを推進している」⁹⁴。その中には「教員向け法教育セミナー」の実施や「高校生向けリーフレット」の作成の他、モデル授業の開発や、2012年度及び2019年度の小学校・義務教育学校⁹⁵並びに2013年度及び2021年度の中学校を対象にした「法教育の実践状況に関する調査研究」⁹⁶の実施等がある。この調査報告書を見ると、小学校や義務教育学校における学習指導に関する問いの「法律家(裁判官、検察官、弁護士など)や関係各機関と連携した授業や見学、教員研修などを行ったことはありますか」への回答が17.7%から37%に増加しているが、弁護士会の中には2003年から法教育に取り組んでいる所もあり、法教育が徐々に浸透している実態が窺える。なお、そうした弁護士会の実践例の中には、匡正的正義と手続的正義⁹⁷について学ぶための「模擬裁判: ジャックと豆の木」⁹⁸や、「手続的正義」を学んだ上で、具体的な事例に即して、2グループずつ、原告グループと被告グループ、裁判官グループに分かれて裁判を行う教材等があるが、その多くが、弁護士の判断は示さず、参加者に判断や決定が委ねられる形式で作成されている。但し、教材のこうした傾向は、法務省に掲載される教材例や、次に示すNHK教育テレビジョンで放映された『昔話法廷』⁹⁹にも通じる点から、現在の法教育の傾向と捉えられた。

『昔話法廷』は1話が15分の番組の中で、誰もが良く知る昔話を一話取り上げ「昔話の主人公たちが訴

えられたら…？」¹⁰⁰という設定で、裁判の進行に対し、裁判に参加する陪審員の一人が感想を独白する構成で作られているが、この番組の目的は、小学校高学年から高等学校の児童生徒を対象に「判決の出ない異色法廷ドラマで、“考える力”を養う！」¹⁰¹とされ、番組の特徴は、次の通りとされる¹⁰²。

このドラマの特徴は、判決が出る直前で終わること。判決を下すのは、テレビの前のみなさんです。争点は何か？ なぜ被告人は罪を犯したのか？ 証言は信用に足るのか？ ドラマの登場人物たちの言い分をもとに、自分なりの判決を考えてみてください！

「裁判員」はあなたです！

本番組には、上記の15分の法廷ドラマ以外に、例外として25分の【解説つき】『さるかに合戦』裁判もある。この25分の番組は、2人のNHK解説委員が、15分のドラマの見方を解説する形式で進み、解説委員は、①裁判の争点は「被告人を死刑にするかどうか」、②刑の重さは、通常は被害者数で左右される、③判例では、猿が被害を及ぼした「3人」の人数が、死刑と無期懲役の判断を分ける、④この事件では、その他（経緯・動機、残虐さ、計画性、遺族の処罰感情、被告人の犯行後の行動）の考え方が判決を決める、等の解説を行う。

『昔話法廷』の面白い点は、誰もが知る勧善懲悪の昔話を題材にしなが、被告人は原話の善人である点、原話に無い内容が次々に明るみに出る点である。例えば『アリとキリギリス』裁判の被告人は、キリギリスに食料を分け与えなかった蟻〔刑法第219条の保護責任者遺棄致死罪〕、『浦島太郎』裁判では、殺傷能力の高い煙が詰まった玉手箱を太郎に渡した乙姫〔刑法第199条、第203条の殺人未遂罪〕、『ヘンゼルとグレーテル』裁判では、魔女の金貨を奪ったヘンゼルとグレーテル〔刑法第240条の強盗殺人罪〕、である。他方、原話に無い内容で興味深いのは『カチカチ山』裁判で、このドラマの被告人は、親代わりだったお婆さんを殺した狸を、泥舟に乗せて池¹⁰³に沈めようとした兎であるが、既に殺人罪で服役中の狸¹⁰⁴が検察側の証人として登場し、兎に同情の余地があるとして執行猶予になった場合の、存命の狸への再犯の可能性と、兎と同居するお爺さんの、兎に対する監督能力が判決の争点になっている。

また、原話の筋を完全に変更しているのが『ブレーメンの音楽隊』裁判のドラマである。このドラマの被告人は驢馬で、検察官はまず、驢馬の罪状が、盗賊の家を襲って家を不法占拠し財産を奪った件と説明する。続いて弁護士が、盗賊の財産は全て強奪した物であると言った上で、驢馬等に襲われた際に通報が出来なかった理由を、検察側証人である盗賊一家の息子に問う。その返答はないまま、次に検察官が、弁護士証人であり、驢馬の身元引受人を申し出た猫に対して、ブレーメンに行かなかった理由を尋ねると、猫は、土砂崩れ等のハプニングが続き中々出発出来なかったと答える。今度は、弁護士が驢馬に対して、驢馬が飼い主から離れなければならなくなった理由を尋ねると、驢馬は、年老いて役立たずとなり、餓死させられそうになったからと答えるが、その直後、検察官が先の猫の回答を受ける形で「土砂崩れの事実は無い」と言い、驢馬に「本当の話をして下さい」と言った所から場面は急展開する。それは〔原話ではリュートが弾ける〕驢馬は実は楽器の演奏が出来ず、ブレーメンを目指したのは音楽隊員になるためではなく、仲間と一緒に死ぬ場所を探すためであり¹⁰⁵、更に盗賊の家を襲ったのは正義感からではなく、盗賊なら家も奪っても訴えられないと考えたからであったという具合である。

この様に『昔話法廷』のドラマには、原話の粗筋は変えず、原話では語られない内容を創作する構成もあれば、原話の一部を用いて全く異なる内容を創作する構成も見られる。なお『白雪姫』裁判は、原話と同じく、被告人は悪を為す王妃で、罪状も白雪姫の美しさに嫉妬を募らせた王妃が林檎売りのおばあさんに変装し、森に暮らす白雪姫を訪ねて毒リンゴを食べさせ殺そうとしたことであるが、判断を難しくしている

のが、王妃の犯行の否認と証拠の無さ、加えて事件日のアリバイの無さである。『昔話法廷』のドラマの中には、こうした迷宮入りしそうな事件に対して、視聴者である児童生徒各自が、ドラマでは提示されていない新たな観点から事件を検討する必要がある内容も含まれる。

以上から分かる通り、この『昔話法廷』が教材になり得るための要件があるとすれば、それは、まず「昔話の原話を正しく伝えた上で、ドラマを見る」という教育過程である。理由は、用いられる原話が「寓話」のドラマが多いからであるが、寓話とは抑、結末に、所謂「判決」が示される物語であり、その判決をも含めて道徳律を学習する教材であるにも拘らず、その判決を示さず、場合によっては寓話である原話すら知らぬ児童等に対し、このドラマのみを見せても、後述する、新しい道徳科が目指す「考え、議論する道徳」にはなり得ない。更に『白雪姫』裁判の様子、ドラマが与える情報だけでは判決に至ることが出来ない等、情報に欠ける場合は、それを補う指導を加える点も要件と言える。ドラマが与える情報だけでは解決不能な場合は、足りない情報が何かを考える課題に変更して教材を活用する必要もあり、『昔話法廷』を教材に用いる際には、予めこうした観点に基づく教材研究が必要になる。

4. 美的人間・美的人間関係の規範と美術教育

本章では、現代の学校教育における規範教育の実態に基づき、美的人間及び美的人間関係を学ぶ美術教育の在り方を考える。

4-1 現代の規範教育

上記の『昔話法廷』の「判決が出る直前で終わる」構成は、最高検察庁が作成した、中学生を対象にする「模擬裁判をやってみよう」という教材にも見られる。「模擬裁判をやってみよう」は、東京書籍が刊行する社会科公民的分野の教科書の単元に対応した教材であり、主目的は、次の表5に示す通りとされる¹⁰⁶。

表5 教材「模擬裁判をやってみよう」の主目的

(1) 模擬裁判という擬似体験を通じて、刑事裁判に関わる裁判官、検察官、弁護人の役割を理解する。〔略〕本教材の内容、性質に鑑み、検察官役が有罪を獲得することが目的ではないことに留意する。
(2) 裁判官、検察官、弁護人によって証拠の評価が異なりうることを理解する。
(3) 評議を通じて、自分の意見を言い、自分とは異なる意見を聞き、自分なりの最終結論を出す力を養う。

表5の(3)に挙げられる「自分なりの最終結論を出す力を養う」点が『昔話法廷』に通じる目的であり、この目的が設定された理由は、両者が裁判員制度の学習教材を想定している点にあると考えられるが、この点は、道徳科の授業に通じるとも考えられた。

「特別の教科 道徳」について、現行の2017年告示小学校学習指導要領は「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする」¹⁰⁷と記している。そのため、授業では「考え、議論する道徳」¹⁰⁸即ち、我身に置き換え、多面的・多角的に考え議論する力を育むことを目指し、学習者が自身の考えを主張する内容を中心に展開される場合が多い¹⁰⁹。高等学校になると、道徳教育は「公民科」や「特別活動」のホームルーム活動などを中心に行われるとされるが¹¹⁰、公民科を初めとする社会科と道徳科との関係が深い理由は「学習指導要領公民編」に「小・中学校における道徳科の学習等を通じた道徳的諸価値の理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していくことが必要であり、現代社会

に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を涵養することが求められる¹¹¹と記される点からも明らかである。

また、公民科の学習指導要領解説には次の表6に示す解説があるが、これは、社会においては、規範の中に法と道徳が含まれる¹¹²点を示している¹¹³。

表6 【公民編】高等学校学習指導要領解説における道徳に関する解説

法や規範の意義及び役割については、法には国家と国民の間を規律する公法や、私人間を規律する私法などがあること、法は刑罰などによって国民の行為を規制し社会の秩序を維持するだけでなく、国民の活動を積極的に促進し、紛争を解決するなど、日常生活に密接に関連していることを理解できるようにする。また、法の支配を実現するために、法の一般性、明確性など、法が公正なルールとして備えるべき特質を理解し、法の適切さを考える視点を身に付けるとともに、公共的な空間を作る自立的な主体として、法の内容を吟味して、よりよいものにしていこうとする努力が大切であることを理解できるようにする。

その際、「法や道徳などの社会規範がそれぞれの役割を有していることや、法の役割の限界についても扱うこと」（内容の取扱い）が必要であり、人々の間で社会規範として機能するものには、法以外にも、道徳や宗教などがあり、主体的な個人の内面規律や自立、個の確立を重視することを特色としていることを理解できるようにし、法と道徳や宗教の関係について留意して、法の役割の限界についても理解できるようにすることが大切である。

更に、公民科の各科目〔公共、倫理、政治・経済〕では、各々表7に示す点に着目して「見方・考え方」を働かせる必要があると述べられている¹¹⁴。但し、表7に見られる通り、そこに挙げられる視点は、何れも美術表現における主題に重なる。

表7 【公民編】高等学校学習指導要領解説における道徳に関する解説

なお、「見方・考え方」を働かせる際に着目する視点は、「公共」における幸福、正義、公正など、「倫理」における真理、善、美、正義など、「政治・経済」における対立、協調、効率、公正など、多様にあることに留意することが必要である。したがって、各科目の学習における追究の過程においても、これらの視点を必要に応じて組み合わせて用いるようにすることも大切である。

また、公民科の究極の目標は「特に教育基本法及び学校教育法に規定されている『公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと』」であり、そのため、公民科では「社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」である「公民」の資質・能力の育成を目指すこととされるが、『自己実現と幸福』（内容の取扱い）については、自己実現が一般に社会生活の中で達成されるものであることへの理解を基に、自己のみが幸福になろうとする利己的な狭い幸福観ではなく、社会を構成する人々と共に幸福を実現することを目指して主体的、積極的に生きる生き方を求め、自己実現に努めることの大切さについて自覚を深め、個人や社会全体の幸福について思索し、自己や社会全体の幸福の実現に積極的に参加しようとする態度を養うことが大切である¹¹⁵と記されることから、「公共の精神」は、「マッカーサー憲法草案」における「公共の福祉」と同様「共通善」を意味すると捉えられる。従って、ここに記される「自己実現」は、ヴィクトール・フランクル〔Viktor Emil Frankl, 1905-1997〕が唱えたロゴセラピーにおける「自己超越」〔self-transcendence〕が齎す意図せざる効果としての「自己実現」の意味に重なり、その点から、美術教育が目指す「自己実現」にも重なる概念と捉えられる。

なお2006年12月22日に公布・施行された「教育基本法」では「教育の目標」に「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」が掲げられているが、この「豊かな情操」の文言は、1977年告示中学校学習指導要領から現行の中学校学習指導要領迄、美術科の目標に掲げられ続け、他方「道徳心」は美術科の中学校学習指導要領には掲げられない

ものの「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に「道徳科などとの関連を考慮しながら『第3章 特別の教科 道徳』の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること」とあり、いずれも美術科の授業と関連させる必要が記されていると捉えられる。その点の確認も含めて、次の表8には「第3章 特別の教科 道徳」の第2の内容を示す。

表8 中学校「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」¹¹⁶

項目	掲載文
A 主として自分自身に関する こと	[自主、自律、自由と責任] 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。
	[節度、節制] 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする事。
	[向上心、個性の伸長] 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。
	[希望と勇気、克己と強い意志] より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。
	[真理の探究、創造] 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。
B 主として人との 関わりに関 すること	[思いやり、感謝] 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。
	[礼儀] 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。
	[友情、信頼] 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。
C 主として集団 や社会との関 わりに関す ること	[相互理解、寛容] 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。
	[憲法精神、公德心] 法やまじりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。
	[公正、公平、社会正義] 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。
	[社会参画、公共の精神] 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。
	[勤労] 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。
	[家族愛、家庭生活の充実] 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。
	[よりよい学校生活、集団生活の充実] 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。
	[郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度] 郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。
[我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度] 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。	
D 主として生命 や自然、崇高 なものとの関 わりに関す ること	[国際理解、国際貢献] 世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。
	[生命の尊さ] 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。
	[自然愛護] 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。
	[感動、畏敬の念] 美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。
[よりよく生きる喜び] 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	

美術教育では、自分自身や他者、また自然や人工物等、ありとあらゆる内容を学習の対象にするが、勿論、そこには表8に示すA~Dも対象に含まれる。従って、美術教育で「豊かな情操」を指導する際には「道徳心」に関わる対象について考えることも可能と言える。

4-2 「共通善」と「共通感覚」

嘗て、美術教育を学ぶ人の多くが読んだ本に『共通感覚論』¹¹⁷があった¹¹⁸。美学に関して、カント〔Immanuel Kant, 1724-1804〕が『判断力批判』〔1790年〕で、趣味判断の普遍妥当性の根拠に、主観的でもある「共通感覚」〔Gemeinsinn〕を挙げた点は知られるが、その点の記述が『共通感覚論』にある等、美術がテーマにする創造について論じられているのがその理由である。但し、松岡正剛〔1944-〕が、中村雄二郎〔1925-2017〕が『共通感覚論』を著した際の問題の所在を「デカルトのセンス・コマン（センスス・コムニス＝共通感覚）には『常識』という意味と、もうひとつ『心の座』あるいは『心身関連の場所』という意味とがあった。後者の共通感覚についての認識が、いつしか前者のデカルトふう『常識』となり、さらにその常識が一人歩きして、後者の『共通感覚』との密接な関係を忘れてしまうようになったのは、どうしてなのか」¹¹⁹と考えた点にあると言い、更に「カントにおける『趣味』としての共通感覚も『常識』としての共通感覚も『人々』に『共通』の『感覚』であることに変わりないが、これとは別に、この概念は『五感』に『共通』の『感覚』という意味でも用いられてきた」¹²⁰と言う通り、「共通感覚」の言葉には複数の意味があり、混乱を招く概念でもある。ただ、美術表現を行う当時の学生にとって、自己表現の意味を考え、更に、現代に置き換えて言えば、自身の表現を損なわず、フォロワー数を上げる制作方法を模索する際の参考書となっていたのは事実である。

こうした「共通感覚」の意味を、これ迄見て来た「共通善」の意味と比較してみたところ、両者には関係があるのではないかと思われた。実際「賢慮」〔prudentia〕や「社会通念」〔sensus hominis communis〕の意味にも解釈される「共通感覚」は「デカルト以来の合理主義の行き過ぎを是正しようとする共通の動機が、ともにヒュームの影響を受けたヘルダーやリードにおいては、賢慮や共通感覚の再評価として現れ〔略〕近年ではガダマーが、このような合理主義へのロマン主義的抵抗の潮流を、カントの判断力や趣味の問題との関連において、その公共的性格の喪失を批判し、他方アーレントはむしろカントの『判断力批判』のうちに、共同体感覚としての『共通感覚』の展開可能性を見ている」¹²¹と捉えられており、「共通善」が法による合理的な判断に基づく部分と「情状酌量」の様な感性的な判断を含む部分とを併せ持つ点を鑑みると、こうした多義的な部分も含めて「共通感覚」の解釈は「共通善」に通ずると考えられた。

他方、前掲の表7で見た通り、公民科の「倫理」では「真理、善、美、正義など」を視点に「見方・考え方を働かせるとあり、これは、ラートブルフが述べた「法が美的評価ないし考察の対象となりうる」という言葉を裏付けると共に、規範が美術教育に関わることを示すと解釈出来る。

5. おわりに

以上、美的人間や美的人間関係の育成に美術教育が関わる可能性を見たが、本論を終えるに当たり、それらを総括すると共に、まだ示していない「共通善」の育成に関わる美術教育の可能性について、実際の問題を手掛かりに考えたい。

近年は、冒頭に述べた通り宅配事業が普及し、インターネットを介する通信販売が広まったため、錯誤による契約を結ばされる問題が多発している。コンピュータのコネクタを購入したのに、届いた商品は、機能を有しない形だけ模した紛い物であったり、通信販売会社から届く書物や商品、或いは出版元から毎月発送

される定期購読の雑誌等、何れも新品と銘打つ商品であるにも拘らず、使用された結果を示す傷があったり汚れを伴っていたり、帯や表紙が破れていたりと、時には、使用期限を過ぎたインクトナーが届いたりするのは屢々である。中には、発信元が海外のフィッシング詐欺もあり、越境消費者センターへの相談数も相当な数に上る。何れも、販売者が購入者の期待に叛く対応をした点に問題があるが、更に問題を大きくしているのは、購入〔契約〕者が販売者に対して抱く「裏切り」の感情である。人間は、法律のみならず不文律にも照らして、商品に一定の品質を予想するが、予想に反する品質の商品が届いた際は裏切られたと感じ、憤りを覚える。近頃は、その憤りが、本音のまま、或いは本音を上回る勢いで Web 上を飛び交い、誹謗中傷に発展し、收拾がつかぬ程、問題が拡大することもある。こうした問題の増加に伴い、経済産業省や総務省は電子契約法¹²²の試行や SNS 上での誹謗中傷への対策¹²³を始めた。上記の「拘禁刑」の閣議決定も、その一つである。

しかし、こうした問題が頻発する一方で、人間には、相手に喜んで貰うことで自身が喜びを感じる習性があり、本来は、後ろ暗い行為に及ばず、正々堂々と不文律に照らし、正しい商品を発送したいと考えるのが真理と思われる。では、この真理に反する行為が起こるのは何故か。思い浮かぶのは、次の二つの仮説である。一つは、企業等、所属する会社から、配達員の信念が揺らぐ程の圧力が掛けられている、もう一つは、元から配達員が品質の良否に頓着する感性を持ち合わせない、であるが、前者の場合も後者の場合も、それに関わる人々が、美に関する教育を受けていないか、美に関する学習を全うしていない学習歴を持つ可能性がある¹²⁴。

美的行為に関わる人間の理性と感性の育成は、嘗ては家庭教育の「手伝い」において、親が子どもの観察を通して行っていたが、現代は、そうした実践の場も能力の習得の有無を判断する機会も、家庭や学校に見出し難い。ただ「共通善」は、人間に共通する利益としての正義と友愛と看做され、それは共同体の成員全てにとって共通した伝統・意思・価値観であるため、そうした「共通善」を理解するには、他者への想像力を用いる必要があるが、美術教育では、過去から一貫して想像することを主な活動と捉え、想像する対象も具象から抽象迄ありとあらゆるものを含む点から、図画工作科や美術科では「共通善」の理解に資する内容を学習する可能性はある。また「教育芸術」[Erziehungskunst]¹²⁵という、芸術を基礎に置く教育を提唱したシュタイナー [Rudolf Steiner, 1861-1925] は、発達を促進する力として「道徳的想像力」[moralische Phantasie]を挙げ、これを対象や行為に愛を感じることであり、直観で捉えた概念を表象に押し上げる力であると考え、人間はこの力を有するため、自由な精神を持ち、自分の衝動に基づき行動し、自身が持つ概念全体から特定の概念を抽出して行動することが可能であるとしたが¹²⁶、その点から、シュタイナーを範とする教育学においても、芸術を観点に「共通善」を理解する学習の可能性が認められる。

人間が他者との美的関係の中でより良い社会生活を送るためには「共通善」である普遍妥当性を持つ法律や道徳律が必要となるが、そうした「共通善」の規範となるのが「人間の理想としてめざすべき普遍妥当的な価値」¹²⁷とされる「真・善・美」である。但し、トマス・アクィナスは、美と善が共に完全性に関わる点から両者は近接していると捉え、美と善は『「基体存在」(subjectum)としては同じ』¹²⁸と捉えたが、同様にカントも「われわれが趣味をけなされて痛く傷つくのも、この最も個人の底に、他者の賛同への期待が潜んでおり、しかもこの期待が正当だと信じられているからである」と考え、そこから「趣味による〔趣味と実践理性の〕両能力の比例(調和)への判定こそ、理論的判断や実践的判断の根底に働く、人間経験の共通の構えに関わるものであり、この構え(比例)の共通性への暗黙の信頼を想定しなければ、人間相互の意思疎通や相互理解の可能性は考えることができない」として「趣味が『健全な悟性(常識)以上に共通感覚と呼ばれる権利を有する』と語り、それを『「共同体的感覚」とも呼び、更に「趣味は、理論理性のみか、実践理性の地平を開くものであり、この共同体感覚にこそ、客観的に証明しえない美の普遍妥当性は根ざす」と

して、そこから「美は『善の象徴』と解釈した¹²⁹。彼らの言う様に、美と善が近い概念であるとすれば「共通善」を美術教育で育むことは可能と言え、反対に、善が美に近い概念であるとすれば、美術教育で美を通して善について学ぶのも可能と言える。更に「共通感覚」に通ずる趣味判断が「共通善」にも関与するとすれば、この観点からも、美術教育で「共通善」は学習出来ると考えられる。

では最後に、実際の問題から「共通善」の育成に関わる美術教育の可能性を考えるため、まず、NHK 教育テレビジョン『ハートネットTV』が放映した番組「いのちが大丈夫であるように：沖縄・夜を生きる少女たち」¹³⁰に現れた問題を採り上げる。番組では、現代の沖縄で、心休まる居場所も無く十代で出産した子どもたちを支援する活動が続ける琉球大学教育学部教授の上間陽子が、そうした子どもたちは「自分で決める経験が無く決めるのが苦手である」と言い、彼女たちには「徹底的に守られる場所」が必要であると語ったが¹³¹、この話が提示する問題は、人々がより良い形の「共通善」に至るには、その前提に、自分で決めて決めることの出来る人物として確立される必要があるが、それが難しい点であると捉えられた。これに対しては、個人の自由が保障された環境で、自己実現を目指し、自ら想像したり創造したりする行為を積み重ねるといった美術教育の経験が有効であると考えられる。

次は、ウクライナ東部の2地域の「独立」を承認したロシアの行動に因み2022年2月21日に開かれた国連安全保障理事会の緊急会合でのケニアのキマニ国連大使の演説に関わる問題である。キマニ国連大使は1963年に独立したケニアが「もし独立する時に、民族や人種、宗教の同質性に基づく国家を追求していれば、何十年も血にまみれた戦争を続けることになっていただろう」¹³²「欧州列強の植民地支配を受け、列強同士が勝手に決めた国境によって『分割』された」アフリカ諸国では今でも「国境の向こう側に、歴史的、文化的、言語的に強く結ばれた同胞が暮らしている」「しかし、そのような願望を力づくで追い求めることをケニアは拒否する。私たちは、二度と支配や抑圧の道に陥ることなく、今はなき帝国の残り火から、回復を遂げなければならない」¹³³と述べ、これに対して「演説を聴いた安保理外交関係者は『歴史の教訓を真っ正面から指摘することで、ロシアの過ちをはっきりと明らかにした』」として高く評価した¹³⁴ものの、国連安全保障理事会は、アメリカ等が提出したロシアのウクライナ侵攻を非難する決議案を、常任理事国のロシアが拒否権を行使して否決した¹³⁵。但し、同様のケースは過去にもあり、2017年には英米仏が提出したシリア非難決議案¹³⁶に対するロシアの拒否権の行使、2018年にはクウェートが提案したパレスチナ人の権利の保護を求める国連安全保障理事会の決議案¹³⁷に対するアメリカの拒否権の行使等、自国第一主義¹³⁸とも看做されるこうした行為が国連の会合でも起こっている¹³⁹。ここでの問題は「他者への思い遣り」の欠如と言え、多面的に物事を考える「想像力」の重要性はアインシュタイン〔Albert Einstein, 1879-1955〕を初め、多くの科学者が述べている通りであり、美術教育がそうした「想像力」や「構想力」の育成を、表現や鑑賞の活動を通して行うのは、学習指導要領が示す通りである。

更に、ロシアのウクライナ侵攻を報じるテレビ番組に登場した識者が、現状の打開と未来の国家の存続の何れを優先するか、当事者の判断と国民の安全の何を優先するかで見解が分かれる、と述べた解説の問題が挙げられる¹⁴⁰。この解説は、西洋的な二項対立の考えに基づくため、一方を優先すれば他方が無視される結果が想定されるが、二項共に存立させる、即ち、人命も国家の存続も両方共に守る方法が問われる場合は、二項から一方を選ぶこうした方法では無く、嘗て山本正男〔1912-2007〕が美術教育で育成を目指した、東洋における「中道の精神」や「察すること、対象となってその身に自分を置いて考える」¹⁴¹ 東洋的感性に基づく思考が必要であり、それこそが「共通善」に通ずる思考と考えられた。「正義」や「共通善」の難しさは簡単には解消せず、それは、今から2500年程も前のプラトンの著書『メノン』にある「だれも悪いものを欲しない」〔第1章〕に関する解釈論争が、現代も行われているとされる点が示す通りであるが¹⁴²、正義を追求する心性は、前述の通り「理不尽なものに対する憤り outrage あるいは anger at injustice はすべての

人に共通する感覚」¹⁴³として誰もが持つ点を理解し、更に、山本が言う「察する感性」を、美術教育を通して育んだ結果、こうした困難な問題に対する解決を編み出す思考を身に付ける可能性はあろう。

なお、ロシアのウクライナ侵攻直後から、美術関係者は侵攻を非難する声明を次々に発信した。例えば世界最大のミュージアムネットワークの「ICOM (国際博物館会議)」や世界各地の近現代美術館のネットワーク組織である「CIMAM (国際美術館会議)」、ウクライナのアーティスト・キュレーター、ロシアのサンクトペテルブルクにあるエルミタージュ美術館の分館「エルミタージュ・アムステルダム」やロシアを拠点にするアクティビスト集団の「プッシー・ライオット」等の声明である。彼らが発信した声明の内容は [1] 文化遺産への脅威に対する懸念や文化遺産保護のための協調努力の要請、[2] ウクライナ美術関係者が責任を負うコレクションや施設の将来を守ること等の要請、[3] 「『ウクライナへの攻撃は私たちすべてへの攻撃、人間性への攻撃であり、中止されなければならない』『銃は私たちの体を傷つけるかもしれませんが、文化は私たちの心を変えます。この戦争は文明の衝突です。自由で文明化された世界が、野蛮で攻撃的な世界によって攻撃されているのです。もし私たちがこの状況を受動的に観察し続けるなら、私たちが目指すもの、そして先人たちの遺産である芸術、愛、表現の自由、創造する能力をすべて失うことになるでしょう』」等のメッセージ、[4] 「紛争地域からの文化財の密輸の増加の可能性に関わる文化財の不法な輸入・輸出に関する UNESCO や UNIDROIT [私法統一国際協会]¹⁴⁴ の条約に基づく文化遺産保護の義務¹⁴⁵、「武力紛争の際の文化財の保護のための条約 (1954 年ハーグ条約)」¹⁴⁶ の厳格な遵守」といった法規に基づく訴え、等である¹⁴⁷。これらの内容が示す通り、美術教育は、文化遺産の保護への意識は元より、文化が人に与える意義や、愛、自由、創造等に関わる能力の習得を目指す教育を担うが、それ以外にも、同じ美術の文化遺産保護に対して〔日本では文化遺産保護を文化庁と外務省が担い〕異なる観点が存在する様に、紛争は元より、あらゆる物事の解決には、多面的な観点を要す点を教える。但し、多面的な観点の習得には、各教科が育成する「見方・考え方」の習得も勿論必要であるが、美術教育が特にこれに関わると言えるのは「造形的な見方・考え方」では「理性」も「感性」も含めて観点を学ぶ点にある。これに加えて「造形的な見方・考え方」には、デザイン思考やアート思考と言われる「調和の美」に関わる「見方・考え方」も含まれ、これこそが、美的人間関係に関わる「見方・考え方」であるからである。「調和の美」の学習が「共通善」の学習に通ずる点は、冒頭に示した、ディドロの「美を『関係の知覚のうちに位置づけよ』」の言を俟つ迄もない。

注

1. 水野君平『『スクールカースト』とコミュニケーション・スキル、学校適応感との関係』『日本教育心理学会総会発表論文集』56, 2014, p.748.
2. 原英樹「いじめの集団的性質と指導上の問題点」『神奈川大学心理・教育研究論集』27, 2008, p.82.
3. 原俊之「職場のいじめに関する法的論争：ドイツ法学における論争からの示唆」『横浜商大論集』43(2), 2010, p.123.
4. 東洋経済 education×ICT 編集チーム「いじめ件数過去最多 学校で今起きていること：認知件数が多いほど肯定的評価というねじれ」『東洋経済』2020/11/19, <<https://toyokeizai.net/articles/-/388009>> [参照 2022-01-25] .
5. 「防げるか？ 大人の“いじめ”」『NHK クローズアップ現代』2020年1月29日(水), <<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4378/index.html>> [参照 2022-01-25] .
6. 厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「表6 職業別、原因、動機別自殺者数」『令和2年中における自殺の状況』令和3年3月16日, p.25.
7. ディドロ・ダランベール〔著〕、桑原武夫〔訳編〕『百科全書：序論および代表項目』岩波文庫, 1971, p.351.
8. 前掲7, p.357.

9. 但し、関係には「相互に強めあうもの、弱めあうもの、またやわらげあうもの」等、無限の種類があり、更に「関係には不確定なもの、確定されたものがある。関係を確定することが、学問あるいは技術の直接かつ唯一の目的とかかわりのない場合にはいつも、われわれは、美しいという呼称を与えるのに、不確定な関係で満足している」と述べる。デイドロは、関係確定を目的とする学問や技術の場合、それは「美しい定理」と呼ばれるが、自明な「公理」ではなく、証明を要す「定理」である点を強調する。〔前掲 7, p.353.〕
10. 「特別な教科 道徳」に関しては、次の資料に成立経緯等が述べられている。〔「道徳教育について」(平成 28 年 5 月 27 日教育課程部会 考える道徳への転換に向けたワーキンググループ 資料 4) <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/078/siryo/_icsFiles/afildfile/2016/08/05/1375323_4_1.pdf> [参照 2022-03-20] .〕
11. まず、読売新聞で 2021 年 2 月 3 日に出久根達郎の回答が掲載され、続いて朝日新聞で 2021 年 2 月 20 日に上野千鶴子の回答が掲載されたため、読者の指摘に従い、朝日新聞では翌週 2 月 27 日の新聞紙上で「おことわり」を掲載した。但し電子版においては、次の通り、回答と共に「おことわり」が掲載された。「今回の『悩みのるつぼ』に掲載した相談は、先に他紙に載った相談と同じ内容でした。二重投稿はお断りしていますが、今回は編集部の確認が不十分で気づくことができず、掲載に至りました。他紙とは回答内容は異なっています。」〔「悩みのるつぼ」 亡き友に問い逃したこと＝おことわりあり〕2021 年 2 月 20 日 3 時 30 分、<<https://www.asahi.com/articles/DA3S14804352.html>> [参照 2022-03-20] .〕
12. カタログハウス『大正時代の身の上相談』筑摩書房, 2002.
13. 池田知加『『人生相談』にあらわれる規範的言説』『立命館産業社会論集』36(3), 2000, pp.28-29.
14. 前掲 13, p.45.
15. 前掲 13, p.45.
16. 2022 年 1 月に放送 57 年目を迎えたニッポン放送の番組「テレフォン人生相談」でパーソナリティを務める心理学者で作家の加藤諦三〔1938-〕は文春オンラインや「SWITCH インタビュー 達人達」のインタビューで、悩みの回答で言うてはならないのは「良識」、人間にとって最も怖いのは「意味のない人生」等と述べている。また、電車内での無差別な刺傷事件等に対して「社会の共通感覚が壊れかかっている」と言い、更に「[殺人が否定される理由等] 説明不能なことについて、説明を求めること自体がすでにおかしい」と言う。〔文春オンライン特集班「文春オンライン：結婚式当日に花嫁が逃亡、代わりに妹が...『テレフォン人生相談・50 年』加藤諦三(83)が語る最も衝撃的だった“相談”とは〕2021/12/25, <<https://bunshun.jp/articles/-/50813?page=4>> [参照 2022-03-05] .〕
「SWITCH インタビュー 達人達」で加藤と対談した漫画家の真鍋昌平〔1971-〕は『閻魔ウシジマくん』や『九条の大罪』で、閻金融経営者や弁護士のダークヒーローを通して「悪を通して伝える正義」の哲学を漫画に込めると語った。〔「真鍋昌平×加藤諦三」『SWITCH インタビュー 達人達』NHK, 初回放送日:2022 年 2 月 26 日, <<https://www.nhk.jp/p/switch-int/ts/MPZZ23W13W/episode/te/Y679XK2JQ4/>> [参照 2022-03-05] .〕
17. 日本では 1945 年 6 月 22 日に交付された「戦時緊急措置法」が非常法に含まれる。また教育に関わる非常法に基づく措置には、1943 年 10 月に閣議決定された「教育ニ関スル戦時非常措置方策」で、勤労働員を「教育実践ノ一環」として実施し、その後 1944 年 1 月に閣議決定された「緊急学徒勤労働員方策要綱」では、勤員の性格を「勤労即教育」としたこと等が挙げられる。〔学制百年史編集委員会「3 戦時教育体制の進行」『学制百年史』<https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317693.htm> [参照 2022-03-04] .〕
18. 石川澄雄「『研究ノート』法における美的契機」『法政大学教養部紀要』105・106, 1998, p.159.
19. 前掲 18, pp.159-160.
20. 前掲 18, p.159.

21. 前掲 18, p.166.
22. 前掲 18, p.167.
23. 前掲 18, p.174.
24. その後の石川を初めとする法律関係の研究者の著書や論文に「法と美」を取り上げた内容や、美術教育学に関わり「法と美」の関係を論じた著書や論文も管見の限り無い。
25. NHK 教育テレビジョン [E テレ] で 2010 年 4 月 4 日から 2010 年 6 月 20 日迄放送された教養番組。現在も関連する番組が継続して制作・放映されている。
26. 大野精一「書評 マイケル・サンデル著、鬼澤忍訳『これからの「正義」の話をしよう：いまを生き延びるための哲学』」『教育総合研究』4, 2011, p.156.
27. 「共通善」は「日本語では『公共、共同の福祉、共同善、共有善、共通善、公共善、公共の福祉』などと訳されてきた」とされる。〔菊池理夫「共通善の政治学：西洋政治思想の伝統として」『法學研究：法律・政治・社会』79(7), 2005, p.4.〕
28. 前掲 27, p.1.
29. 菊池理夫は、誤解の理由を、日本の政治学辞典に取り上げられる際、「共通善」が「公共の福祉」と同義とされ「特に絶対君主制の正当化原理として機能した」と捉えられ『『個人の自由の侵害を招く危険性を持ち、自由主義と対立する面をもつ』点が強調され』た点にあるとした上で『『共通善』はむしろ専制政治（古代の用語では『僭主政治』）、絶対主義や全体主義批判のために用いられることが多い。また、『公共の福祉』という意味での『共通善』も、とりわけ英米での用法に照らして、『個人の自由の侵害』になるという理解は正しくないと思われる』と述べる。〔前掲 27, pp.2-3.〕
30. 前掲 27, p.5.
31. 前掲 26, p.157.
32. 前掲 26, p.157.
33. “Morality and the Liberal Ideal” [1984 年] の翻訳書。〔三嶺書房, 第 2 版, 1999.〕
34. 前掲 27.
35. 前掲 26, p.155.
36. 前掲 26, p.155.
37. 岩田靖夫「正義」廣松渉 他〔編〕『哲学・思想事典』岩波書店, 1998, pp.891-892.
38. 前掲 37, p.892.
39. 前掲 37, p.892.
40. 配分的正義の用語に関しては「ブルードンが『19 世紀における革命の一般理念』（1851）において、社会原理を配分的正義（justice distributive）から交換的正義（justice commutative）へと改めるべきだと主張したこと（Proudhon [1982]、186）の意義は過小評価されていると考えられる」と言われる。〔伊多波宗周「交換的正義概念の系譜におけるアリストテレスと問いの源泉」『研究論叢』90, 2018, p.33.〕
41. 前掲 27, p.7.
42. 前掲 27, p.7.
43. 論者によっては、アリストテレスは更に「交易的正義」を挙げたとし、それは「物々交換を可能にする貨幣の普遍的な『通訳性』を意味する」とされる。〔松井富美男「カントの正義論」『広島大学大学院文学研究科論集』63, 2003, p.17.〕
44. 前掲 37, p.892.
45. 岩田靖夫・山脇直司「正義」廣松渉 他〔編〕『哲学・思想事典』岩波書店, 1998, pp.892-893.

46. 「徳は大別して二種類がある」とされ、それとは{思考に関わる徳(知的な徳)、人柄(性格)に関わる徳}とされる。〔前掲 40, p.36.〕
47. 前掲 40, p.36.
48. 前掲 40, p.36.
49. 前掲 40, p.36.
50. 「算術的比例とは算術的な平均のことである」とされるため、前出の「算術的平等」と此処の「算術的比例」は同じと考えられる。〔本山美彦「アリストテレスの表券貨幣説：ノミスマの射程(1)」『経済論叢』145(4), 1990, p.439.〕
51. これについては「徳に固有の中間性は、算術的比例に基づくものではないという文脈である。10と2に対する6が、算術的比例に基づく中間だが、10では超過で、2では不足という場合、必ずしも、『しかるべき』ものに値するのが6とは限らず、その場合の『中間』を『われわれとの関係における中間』とアリストテレスは呼ぶ〔略〕。アリストテレスは、正義の場合、ことは単純でない認めつつ、やはり、それが徳の一つである以上、中間性を志向するものであると述べている」とされる。〔前掲 40, p.36.〕
52. 前掲 40, p.38.
53. 前掲 40, p.38.
54. トマス・アクィナスは「『正義はそれによって或る人が不動かつ恒久的な意志をもって各人に彼の権利を帰属させるところの習慣(habitus)である』と定義づけた」とされる。〔永尾孝雄「法と正義：思想史的考察」『アドミニストレーション』6(2・3), 2000, p.83.〕
55. 佐々木亘「他者と共同善：アクィナス正義論の現代的可能性」『経済社会学会年報』40, 2018, p.112.
56. 高和直司「正義の数量(その2)」『高和法律事務所』<<http://www.tklo.jp/essay/essay13.html>>〔参照 2022-03-05〕.
57. 前掲 40, p.34.
58. 笹倉秀夫「マイケル・サンデルにおける正義と道徳：併せてロールズ・井上達夫考」『早稲田法学』90(3), 2015, pp.43-44.
59. 前掲 58, p.55.
60. 前掲 58, p.62.
61. 前掲 58, p.42.
62. 薦田隆成「はじめに」連合総合生活開発研究所『雇用における公平・公正：「雇用における公平・公正に関する研究委員会」報告』2008.
63. 明石欽司「ライプニッツの法理論と『近代国際法』(2)：『法』・『国家』・『主権』・『ユース・ゲンティウム』の観念を題材として」『法学研究』89(4), 2016, pp.58-63.
64. 関口和男「ライプニッツの自然法思想」『法政大学教養部紀要 社会科学編』55, 1985, pp.9-10.
65. 「学校教育法施行規則」の第50条2には「私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の特別の教科である道徳に代えることができる」とある。
66. 「ローマ法は既に数学的理性を法律実務の中に取り込んでおり、その体系、演繹推論の方法はまさに幾何学と呼ぶものであった。つまりライプニッツは、ローマ法の方法論を17世紀に再び強調したのである」とされる。〔陳林林・高橋孝治「法学の中の数学的理性」『科学・技術研究』5(2), 2016, p.236.〕
67. 前掲 66, p.237.
68. 「道徳教育について」(平成28年5月27日教育課程部会 考える道徳への転換に向けたワーキンググループ資料4) p.12.

69. 文部科学省『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説【特別の教科 道徳編】』2017, p.56.
70. 飯島暢「最近のドイツにおける規範的な応報刑論の展開」『香川法学』26(3・4), 2007, p.103.
71. 名和鐵郎「禁錮」『日本大百科全書（ニッポニカ）』小学館, 2014 年 12 月更新版.
72. 「SNS 上ひぼう中傷対策強化 侮辱罪に懲役刑導入 刑法改正案決定」『NHK 政治ニュース』2022 年 3 月 8 日 11 時 07 分, <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220308/k10013519691000.html>> [参照 2022-03-08] .
73. 新村出〔編〕『広辞苑』第 7 版, 岩波書店, 2018.
74. 前掲 70, p.99.
75. 前掲 70, p.99.
76. 佐藤信夫「古代法の翻訳と解釈(1) : ハムラビ法典の石柱に刻まれた楔形文字全文の原典その翻訳および解釈の方法について」『山梨学院大学法学論集』47, 2001, p.99.
77. ハムラビ法典は、現在では 4 番目に古い法典とされ、最も古いのは「ウルナム法典」とされものの、実物が現存する最古の法典はハムラビ法典とされている。
78. 筑波大学附属図書館特別展「オリエントの歴史と文化 : 古代学の形成と展開」筑波大学大学院人文社会科学 研究科・筑波大学附属図書館主催, 会期 : 2004 年 10 月 25 日 (月) ~ 11 月 5 日 (金) , p.16, <https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/exhibition/orient/cat_h16.pdf> [参照 2022-02-18] .
79. 「ハムラビ法典」や「ハンムラビ法典」と記されるが、語尾が「ビ」か「ピ」かという点においては決着が 付いておらず、辞書によっても表記が異なる。詳しくは、前掲 76 の「古代法の翻訳と解釈(1)」[pp.95-97] に記される。また 1901~1902 年にフランスの考古学者 J. ドゥ・モルガンの指揮の下、イランの南西部にあ るエラムの古都スーサ〔Susa, スサ〕で発掘された楔形文字で彫られた「ハンムラビ法典碑」は、現在ルー ブル美術館に収蔵されている。[<<https://www.louvre-m.com/collection-list/no-0014>> [参照 2022-03-05] .]
- 但し、ルーブル美術館で作成した碑のレプリカは、山梨学院大学や西南学院大学、古代オリエント博物館 等、日本の多数の大学や美術館が購入している。更に「ハンムラビ法典」の邦訳者である中田一郎〔1937-〕 の「ハンムラビ法典とその現代的意義」と題する講演では、発見された際には、その碑が三つに割れていた と語られている。[「イベントレポート : ハムラビ法典とその現代的意義」スルガ銀行 d-labo, 2015 年 10 月 27 日 (火) 19:00~21:00, <<https://www.surugabank.co.jp/d-bank/event/report/151027.html>> [参照 2022-03-05] .]
- なお、本来はメソポタミアのシッパルに据えられていた筈の法典碑がイランで出土したのは、エラムの王 [シュトゥルク・ナフンテ 1 世] がメソポタミアを侵略した際に戦利品としてイランに持ち帰ったためと される。[前掲 78, p.16.]
80. 横山実「自由刑執行の場所としての刑務所の展開」『犯罪社会学研究』37, 2012, p.60.
81. シュイユ、シェイル、シャイル、シュール等と訳されるが、仏語の発音に近いのは「シャイユ」とされる。 [前掲 76, p.94.]
- なお、遊佐慶夫〔1889-1944〕が 1922 年に発表した論文題目は「ハンムラビ法典ノ研究」となっており、 そこでは「シェイル」と記されている。[遊佐慶夫「ハンムラビ法典ノ研究」『早稲田法学』1, 1922, p.14.]
82. 前掲 76, p.104.
83. 前掲 76.
84. 「決疑法」とは「倫理の一般的原則もしくは規範を個々の事例 (casus) に適用することにかかわる倫理神学 ないし倫理学の応用部門」とされ、更に「こんにち、先端的な科学・技術の研究・開発の分野や医療の現場 で、あるいは社会秩序や生活環境の急激な変動に直面して、人々の良心は人類史上かつてなかった倫理的問 題に関して選択を迫られている。名称の問題は別として、倫理の根本原則を重視しつつ、それらを良心の個 別的事例に正しく適用することにかかわる決疑法の重要性はあきらかであるといえよう」と捉えられている。

[稲垣良典「決疑法」廣松渉 他〔編〕『哲学・思想事典』岩波書店, 1998, p.434.]

85. 前掲 76, p.158.
86. 前掲 80, p.60.
87. この出典を、論文の註では、次に示す通り記している。[石尾芳久「日本古代の刑罰体系」『刑罰と国家権力』創文社, 1960, pp.3-47.]
88. 在位期間を示す。しかし在位期間は 1723～1686 とする等の異説もある。
89. 論文の註では、出典に次の書名が記されている。[中田一郎〔訳〕『ハンムラビ「法典」』リトン, 1999.]
90. 井ヶ田良二『『家族と家族法』の歴史研究・雑感』『同志社法學』39(3・4), 1987, p.79.
91. 清野隆二「出エジプト記 第 21 章」東京鶴の木教会ホームページ, <<https://www.unokichurch.com/bible/exodus/chapter21.html>> [参照 2022-02-18] .
92. 大橋富男「レビ 24 章 1～23 節」大田原キリスト教会のホームページ, 2014 年 9 月 3 日, <<http://otawara-church.com/?p=1881>> [参照 2022-02-18] .
93. 山口謙「山上の垂訓（説教）シリーズ『目には目と歯を』」2004 年 2 月 15 日, <<http://igmtokyo.com/sermon/2004/02/sermon040215pw.html>> [参照 2022-03-05] .
94. 法務省「司法制度改革の推進：法教育」<<https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>> [参照 2022-02-02] .
95. 法務省「法教育：『小学校における法教育の実践状況に関する調査研究』報告書」2012 年 11 月, <<https://www.moj.go.jp/content/000105145.pdf>> [参照 2022-03-05] .
株式会社浜銀総合研究所「小学校における法教育の実践状況に関する調査 調査研究報告書」2019 年 3 月, <<https://www.moj.go.jp/content/001318086.pdf>> [参照 2022-03-05] .
96. 法務省「中学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書, 2013 年 11 月, <<https://www.moj.go.jp/content/001361574.pdf>> [参照 2022-02-02] .
97. 「手続的正義」とは次の様に説明される。『英米法の『自然的正義』の格率（『相手側からも聴くべし』『何人も自分自身の事件について裁判官となるなかれ』等）や『適正手続』の觀念に由来し、諸々の法的決定・判決に際して合理的かつ公正な手続きが踏まれていることにおいて成り立つ正義であり、決定・判決の正当性を、実対面＝内容面とは別に手続面＝形式面で最小限確保しようとするものである。言い換えれば、『手続的正義とは、紛争当事者を中心にした関係者間の自由・対等な相互作用的な討論のなかからひとつのよりよき結論が選びとられていく、あるいはつくり出されていくのであって、このような理想的な対話が行われたことによって、そこから出された結論が正当なものとして受け容れられることになる、したがって、このような手続過程そのものが普遍的価値をもち、そのような手続が保障されたがゆえに、その帰結も「正しい」ものになる、という考え方である。それは、結果よりも過程の公平さに着目した考え方であり、プロセスのフェアネスを重視する立場である』（井上治典『民事手続論』有斐閣、14 頁）。」[前掲 54, p.78-79.]
98. 本実践の資料では三つの正義〔配分的正義、匡正的正義、手続的正義〕の各々の具体例が挙げられ「手続的正義」には「みんなが何かを決めるとき、クラス会、クラブ、生徒会、議会など。人を罰するとき、争いがある、どちらが正しいかを決めるとき、懲罰、裁判」が挙げられている。[後藤直樹「弁護士による法教育の実践報告（9/22）」<<https://www.moj.go.jp/content/000004160.pdf>> [参照 2022-03-06] .]
また法務省のサイトにある他の資料では「手続的正義とは、情報の収集の仕方や決定の仕方といった手続の公正さのこと」と記される。[「手続的正義について」<<https://www.moj.go.jp/content/000004169.pdf>> [参照 2022-03-06] .]
99. 「昔話」に類する「おとぎ話」の形式については、2021 年に米誌『タイム』の「最も影響力のある 100 人」

に選ばれたドロッチャ・レダイ〔ハンガリー〕が、彼女が監修した「よく知られたシンデレラやギリシャ神話などを換骨奪胎し、キャラクターを性的少数者や差別対象となる少数民族ロマなどにしてストーリー展開していく短編集」である『みんなのためのおとぎの国』〔2020年出版〕に関するインタビューにおいて「この本を出版したのは、子供たちと多様性や寛容といった問題に取り組み、彼らと社会的疎外とか差別などの難しいテーマについて話をしてみようと思ったからです。〔略〕子供にはおとぎ話（という形式）が適しているだろうと思いました。幅広い課題を扱う本にしたかったので、LGBTだけでなくさまざまな社会グループを含め、親や教師が子供と話すのが難しい議論を呼ぶテーマが多いです」と語っている。〔服部正法「移民もLGBTも敵。中東欧諸国に通底するロジックとは」『毎日新聞』2021年12月18日、<<https://mainichi.jp/premier/politics/articles/20211216/pol/00m/010/018000c>>〔参照 2022-03-05〕。〕

100. NHK for school 『昔話法廷』 <<https://www.nhk.or.jp/school/sougou/houtei/about/>>〔参照 2022-02-06〕。
101. NHK for school 『昔話法廷』 <<https://www.nhk.or.jp/school/sougou/houtei/>>〔参照 2022-02-06〕。
102. 前掲 100〔参照 2022-02-06〕。
103. 漁に出ると誘っているため「海」ともされる。
104. 『昔話法廷』は、裁判員が登場するため、刑事裁判であり、私人対私人の民事事件ではない。〔裁判員制度、<<https://www.saibanin.courts.go.jp/index.html>>〔参照 2022-02-06〕。〕
105. あらすじ一覧「『ブレーメンの音楽隊』裁判」NHK、<https://www2.nhk.or.jp/school/movie/outline.cgi?das_id=D0005180341_00000>〔参照 2022-02-06〕。
106. 最高検察庁 法務省大臣官房司法法制部 監修「模擬裁判をやってみよう〔社会科公民的分野／2時間構成・通常版〕（2012年度 最高検察庁作成）」p.5、<<https://www.moj.go.jp/content/001180941.pdf>>〔参照 2022-02-06〕。
107. 文部科学省「小学校学習指導要領 第1章 総則」『【図画工作編】小学校学習指導要領解説』p.133、<https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_008.pdf>〔参照 2022-02-06〕。
108. 文部科学省「道徳教育」<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/>〔参照 2022-02-06〕。
109. 道徳科の検定教科書に掲載される教材が「考え、議論する道徳」に適するか否かの検討を「認識・行動システム」と呼ぶ4過程〔①状況の事実判断をするための、有力な情報を収集・解釈する、②行動の結果への見通しを含んだ、最適な行動の方針・方法を選好、決定する、③実行に移す、④自己の選好を相対化し、より精度の高い選好を行う契機とする〕から行い各教材の問題点を指摘する一連の研究がある。〔山田恵吾『これって「けんり」？ これって「ぎむ」？』（道徳科教科書所収教材）批判：認識・行動システムとしての道徳の観点から』『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』20, 2022, pp.97-104.〕
110. 文部科学省「道徳教育について」<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/07020611/001.htm>〔参照 2022-02-06〕。
111. 文部科学省「【公民編】高等学校学習指導要領解説」p.10、<https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_04.pdf>〔参照 2022-02-06〕。
112. 真鍋昌平は、自身の漫画『九条の大罪』の主人公である九条間人について「法律と道徳を分けて考えて依頼人を擁護するプロフェッショナル」と話す。〔前掲 16『SWITCHインタビュー 達人達』。〕
113. 文部科学省「【公民編】高等学校学習指導要領解説」p.57、<https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_04.pdf>〔参照 2022-02-06〕。
114. 「総説」文部科学省「【公民編】高等学校学習指導要領解説」p.8、<https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_04.pdf>〔参照 2022-02-06〕。
115. 前掲 114〔参照 2022-02-06〕。

116. 次に示す URL には「第3章特別の教科道徳の第2に示す内容の学年段階・学校段階の一覧」が掲載されており、そこには表8に挙げた中学校における当該箇所の内容に加えて小学校の該当部分の記載もある。なお、同資料は、小学校及び中学校の学習指導要領「特別の教科 道徳編」の各々pp.26-27 と pp.24-25 にも掲載されている。[<https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1356257_1.pdf> [参照 2022-02-23] .]
117. 中村雄二郎『共通感覚論：知の組みかえのために』岩波書店, 1979.
118. 「埼玉大学教育実践フォーラム 2022」[2022年2月19日 [土] 13:00~14:00] での「教えから学びへ」と題する記念講演において、汐見稔幸は、新しい知識を生活知〔既成の知識群〕に組み込む重要性を述べ、そうした生活知のバランスの良さを「共通感覚」即ち教養と言うと述べた。更に、そうした学習方法の例として「生活綴り方」を挙げた。
119. 松岡正剛「中村雄二郎『共通感覚論』岩波書店 1979」<<https://1000ya.isis.ne.jp/0792.html>> [参照 2022-02-06] .
120. 杉山卓史「ヘルダーの共通感覚論：共感覚概念の誕生」『美学』57(1), 2006, p.1.
121. 神崎繁「共通感覚」廣松渉 他〔編〕『岩波 哲学・思想辞典』岩波書店, pp.345-346.
122. 平成13年 経済産業省商務情報政策局情報経済課「電子契約法について：～電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律～の施行に当たって」<https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/e11213aj.pdf> [参照 2022-03-05] .
123. 総務省 総合通信基盤局「SNS 上での誹謗中傷への対策に関する取組の大枠について」2020年7月, <https://www.soumu.go.jp/main_content/000695577.pdf> [参照 2022-03-05] .
124. 他方「清濁併せ呑む」や「水清ければ魚棲まず」といった格言や古事成語が示す、中道の精神の有用性もあるが、ここでは職業における美に関する規範があるとして考察する。また、近年の美術教育の低迷が、こうした美に関わる教育の不振と関連するかどうかは、今は未だ不明である。
125. 「教育芸術」とは次の様な意味とされる。「教育は本質的に『自己教育』以外にありえない。この目的をめざす教育は、その内容・方法において、ゲーテがその芸術活動及び自然科学研究において実践し、シラーがその意味するところを明らかにしたところの〈芸術〉に基礎をおく教育によって初めて成立する。〈芸術〉は、生徒の主体的創造を促し、その内的活動欲と真剣さを得て、生徒の『自己教育』を実現するからである。このような教育理念が、シュタイナーのいう『教育芸術』である。」〔土屋文明「R.シュタイナーの『教育芸術』論：ヴァルドルフ教育学の基礎的考察」『小樽商科大学人文研究』89, 1995, p.166.〕
126. 下田好行「R.シュタイナーの道徳教育の特質：『道徳的想像力』とメルヘンとの関係を中心に」『東洋大学文学部紀要 教育学科編』2015, pp.73-74.
127. 前掲 73.
128. 藤田一美「美」廣松渉 他〔編〕『岩波 哲学・思想辞典』岩波書店, p.1308.
129. 岩城見一「美」廣松渉 他〔編〕『岩波 哲学・思想辞典』岩波書店, p.1308.
130. 放映時間は「2022年2月16日 [水] 20:00~20:30」であった。
131. 実態は次の論文でも記される。〔上間陽子「風俗業界で働く女性のネットワークと学校体験」『教育社会学研究』96, 2015, pp.87-108.〕

なお、番組でも引用された、上間氏の『裸足で逃げる：沖縄夜の街の少女たち』〔太田出版, 2017年〕の書評を書いた林美子は、この問題を異なる視点から見て次の様に指摘する。「最後に、著者が採用した手法の有効性について一言付け加えたい。〔略〕本書に関していうと、女性たちについての理解は深まったが、暴力をふるう側の男たちの存在は、まだ謎のまま残っている。だが、暴力について考えるとき、暴力を加える側の調査や分析も欠かすことはできない。今後の研究の進展に注目したい。〔林美子「<書評>上間陽子著『裸

- 足で逃げる：沖縄の夜の街の少女たち』『ジェンダー研究』21, 2018, pp.182-184.]
132. 隅俊之「ウクライナは『私たちの歴史と重なる』ケニア大使の演説に高評価」『毎日新聞』2022/2/23 11:43 (最終更新 2/23 20:30) <<https://mainichi.jp/articles/20220223/k00/00m/030/052000c>> [参照 2022-03-29] .
133. 前掲 132.
134. 前掲 132.
135. 賛成 11 カ国、棄権は常任理事国の中国の他、インド、アラブ首長国連邦 [UAE] の 3 カ国。
136. 安全保障理事会「フランス、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国、並びにアメリカ合衆国：決議案 (原文：英語)」2017/04/12, <https://www.unic.or.jp/files/s_2017_315.pdf> [参照 2022-02-27] .
137. 安全保障理事会「クウェート：決議案 (原文：英語)」2018/06/01, <https://www.unic.or.jp/files/s_2018_516.pdf> [参照 2022-02-27] .
138. これに関連する記事に、次の様な内容があった。『『天才だ』『抜け目のない男だ』。ロシアのプーチン大統領がウクライナ東部地域の『独立』を承認したことについて、トランプ前米大統領が 22 日に出演した保守系のラジオ番組で、こんな発言を連発した。[略] トランプ氏は『私はテレビで見て、「天才だ」と言ったんだ』と発言。さらに『プーチンはウクライナの広い地域を「独立した」と言っている。私は「なんて賢いんだ」と言ったんだ。彼は (軍を送って) 地域の平和を維持すると言っている。最強の平和維持軍だ。我々もメキシコ国境で同じことをできる』と話した。平和維持を名目に軍を展開するロシアの手法は、メキシコ国境の不法移民対策にも応用できるとの考えを示したものだ。[大島隆「トランプ氏、プーチン氏を『天才』 ウクライナ東部の独立承認めぐり』『朝日新聞デジタル』2022-02-23 10:49, <<https://www.asahi.com/articles/ASQ2R36Q2Q2RUHBI00J.html>> [参照 2022-02-27] .]
139. 寺島実郎 [1947-] は、テレビ番組でのコメントで、国連 [United Nations] は「連合国」と訳され、アメリカ合衆国、イギリス、ソビエト連邦、中華民国等の第二次世界大戦における連合国 [the united nations] が中心となって設立した機関である点を、こうした拒否権行使の背景に見る必要があると述べた。[「風を読む』『サンデーモーニング』TBS, 2022-2-27 [テレビ番組] .]
140. 「激化するウクライナ首都キエフ市街戦」『羽鳥慎一モーニングショー』テレビ朝日, 2022-2-28 [テレビ番組] .
141. 山本正男「〈講演要旨〉美術教育における感性」『美術教育』255, 1987, p.43.
142. 『メノン』の翻訳者である渡邊邦夫 [1954-] が「訳者あとがき」に記し、そこでは「『悪いものを欲する』人がそのもの自体をよいと考えている」解釈と「欲求され願望されるのはよいものである」との解釈の相違が挙げられている。[プラトン [著]・渡邊邦夫 [訳]『メノン：徳について』光文社, 2012, pp.275-277.]
143. 前掲 35 に同じ。なお、この感覚に基づく行為を示す例として、中国の北京大学、南京大学等の中国本土及び香港の歴史学者の大学教授等 5 人が、2022 年 2 月 26 日、通信アプリ「微信」に、ロシアのウクライナ侵攻を「不義の戦争」と批判し、撤退を求める声明を発表した出来事が挙げられる。発表後数時間で「ネットユーザーの情報サービス管理規定」に違反するとして声明の閲覧は禁止されたが、5 人が「ロシアにどんな理由があろうとも、武力で主権国家に侵攻するのは、国連憲章を基礎とする国際関係のルールを踏みにじるものだ」と指摘し「祖国を守るウクライナ人の戦いを支持するとともに、プーチン大統領や露政府に対し、戦争をやめて交渉で問題を解決するよう強く求めた」点について勇氣ある行動と賞賛の声が相次いでいると報じられた。[林哲平「中国の歴史学者ら、ウクライナ侵攻は『不義の戦争』閲覧制限でも称賛』『毎日新聞』2022/02/28 19:09, <<https://mainichi.jp/articles/20220228/k00/00m/030/212000c>> [参照 2022-03-20] .]
144. 文化庁「文化財不法輸出入等禁止条約と国内実施法」<<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/kokusai/yushutsu/index.html>> [参照 2022-03-02] .
145. 編集部「ロシアのウクライナ侵攻で懸念される文化遺産の行方。現地博物館の状況は？」2022/02/25,

- <<https://bijutsutecho.com/magazine/news/headline/25250>> [参照 2022-03-02] .
146. 外務省「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（略称：武力紛争の際の文化財保護条約）」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166_2.html> [参照 2022-03-02] .
147. 編集部「ウクライナ侵攻に『NO』。アート界から相次ぐ反戦の声」『美術手帖』2022/02/28, <https://bijutsutecho.com/magazine/insight/25256?utm_source=btid-newsletter&utm_medium=email&utm_campaign=20220301sent> [参照 2022-03-02] .

謝辞

本研究の一部は JSPS 科研費 21K02430 の助成を受けたものである。

参考文献

- 中村雄二郎『表現する生命：エッセー集成 5』青土社, 1993.
- Michael J. Sandel, *Justice: A Reader*, New York: Oxford University Press, 2007.
- マーク・A・ルッツ『共通善の経済学：人間性重視の社会経済学・二百年の伝統』晃洋書房, 2017.
- 菊池理夫『共通善の政治学：コミュニティをめぐる政治思想』勁草書房, 2019.
- 山本芳久『世界は善に満ちている：トマス・アキナス哲学講義』新潮社, 2021.

付録

以下の凡例に基づき、本論を記した。

- ・本文中に使用する丸括弧は引用文であり、筆者が挿入する際は亀甲括弧若しくは山括弧等を使用し、同種の内容を複数並列する際は波括弧を用いる。但し、引用文中に出現する各種括弧については、筆者が挿入した亀甲括弧以外は、原文通りの表記である。
- ・外国語の表記は、各々出典とする文献の凡例に基づく表記とした。

(2022年3月31日提出)

(2022年5月7日受理)